

第4次荒尾市男女共同参画計画
【素案】

令和3年12月

荒尾市

はじめに

(市長挨拶を掲載予定)

目次

第1章 計画の概要.....	1
1 策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	1
第2章 荒尾市の現状.....	2
1 人口動態.....	2
(1) 人口ピラミッド.....	2
(2) 人口の推移.....	2
2 アンケート調査からみる荒尾市の現状.....	4
(1) アンケート調査について.....	4
(2) 調査結果の概要.....	5
第3章 第3次計画の振り返り.....	12
1 第3次計画の重点目標ごとの振り返り.....	12
重点目標1 あらゆる分野における女性の活躍推進.....	12
重点目標2 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革.....	12
重点目標3 安心・安全な暮らしの実現.....	13
重点目標4 推進体制の充実・連携強化.....	13
2 振り返りからみる荒尾市の課題.....	16
(1) 男女平等に関する意識特性.....	16
(2) 固定的性別役割分担意識と女性の就業継続.....	16
(3) 地域社会における女性の参画.....	16
(4) 男女間における暴力の根絶と「性的少数者（LGBT等）」.....	16
3 計画策定の背景.....	17
(1) 世界の動き.....	17
(2) 国の動き.....	18
(3) 熊本県の動き.....	21
(4) 荒尾市の取り組み.....	22
第4章 計画の基本理念と体系.....	24
1 基本理念.....	24
2 重点目標.....	25
重点目標1 あらゆる分野における女性の活躍推進.....	25
重点目標2 男女共同参画社会実現のための意識改革・社会基盤の整備.....	25
重点目標3 安心・安全な暮らしの実現.....	25
重点目標4 推進体制の充実・連携強化.....	25
3 計画体系図.....	26

第5章 重点目標と施策の基本方向	28
重点目標1 あらゆる分野における女性の活躍推進	28
1 政策・方針決定の場への女性の参画拡大	28
2 就業・雇用の分野における男女共同参画の推進	28
3 地域社会における女性の参画推進	29
重点目標2 男女共同参画社会実現のための意識改革・社会基盤の整備	30
1 男女共同参画の実現に向けた意識啓発の推進	30
2 仕事と生活の調和（両立）のための多様で柔軟な働き方の支援	30
3 あらゆる学習の場での男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	31
重点目標3 安心・安全な暮らしの実現	32
1 男女共同参画視点からの防災力の向上	32
2 生涯を通じた暮らしや健康への支援	32
3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	33
重点目標4 推進体制の充実・連携強化	34
1 市の推進体制の充実	34
2 国際社会の理解とSDGsの推進	34
3 多様性を尊重する環境の整備	34
第6章 計画の推進	39
1 市における推進体制	39
2 国、県との連携	39
3 企業や各種団体等との連携	39
4 計画の効果検証と継続的な改善（PDCAサイクル）	39
第7章 資料編	40
男女共同参画社会基本法	40
荒尾市男女が共に生きる社会づくり推進条例	44
用語の解説	47
※本文中の「※」印については、資料編の用語解説を参照。	
審議会名簿	50

第1章 計画の概要

1 策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

本市では、「荒尾市男女が共に生きる社会づくり推進条例」第14条に基づき、平成28年度に「第3次荒尾市男女共同参画計画」を策定しました。

この度、第3次計画が期間満了となったため計画の見直しを行い、令和4年度から令和8年度までの5年間を期間とする「第4次荒尾市男女共同参画計画」を策定しました。

計画の策定にあたっては、令和2年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果や、「第5次男女共同参画基本計画」（内閣府）、「第5次熊本県男女共同参画計画」（熊本県）を踏まえ、これまでの成果と課題を検証し、本市の男女共同参画社会づくりの新たな指針として策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「荒尾市男女が共に生きる社会づくり推進条例」第14条に基づき策定するもので、「第6次荒尾市総合計画」を上位計画とし、計画策定にあたっては、これまでの荒尾市男女共同参画計画「女と男いきいきプラン21」、「第2次荒尾市男女共同参画計画」、「第3次荒尾市男女共同参画計画」を継承しつつ、市の関連する諸計画との整合性を図ります。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項の規定による市町村推進計画及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」第2条の3第3項の規定に定める市町村推進計画を包含するものとします。

3 計画の期間

「第4次荒尾市男女共同参画計画」の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

第2章 荒尾市の現状

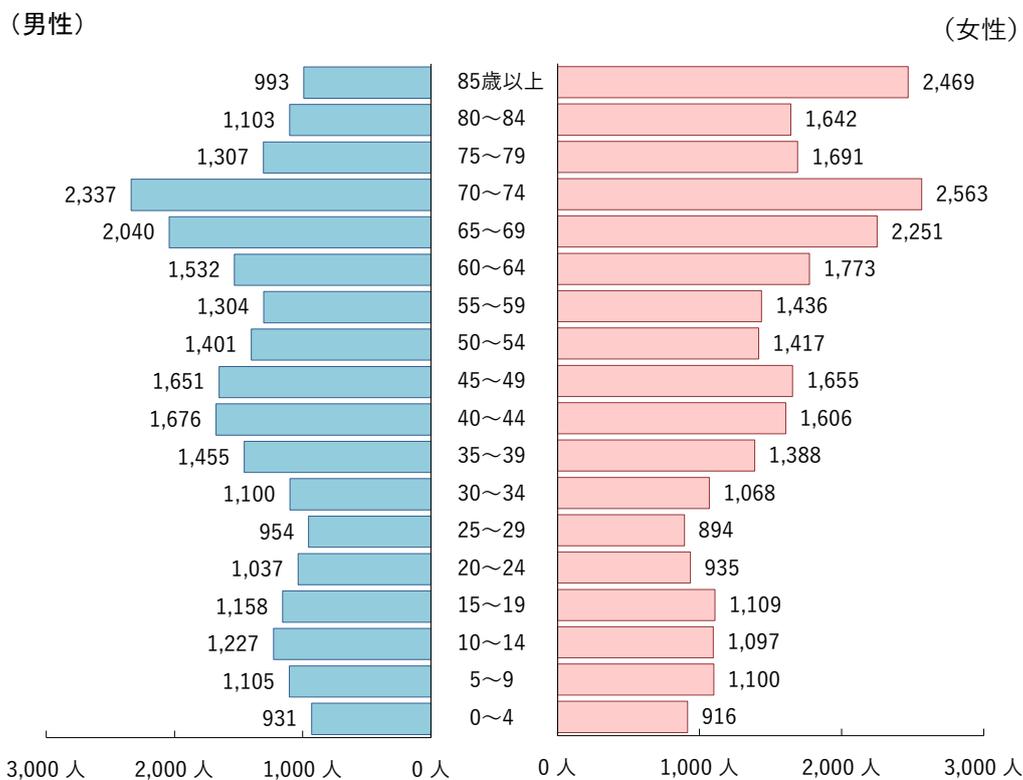
1 人口動態

(1) 人口ピラミッド

本市の総人口は令和3年3月31日時点で51,321人であり、そのうち65歳以上の高齢者が18,396人、高齢化率は35.8%となっています（図表1）。

年齢階層別にみると、男女とも70～74歳の人口が最も多くなっています。また、45歳以上の人口は、いずれの年齢階層でも男性より女性の方が多く、特に85歳以上では女性の人口が男性の約2.5倍となっています。

図表1 人口ピラミッド



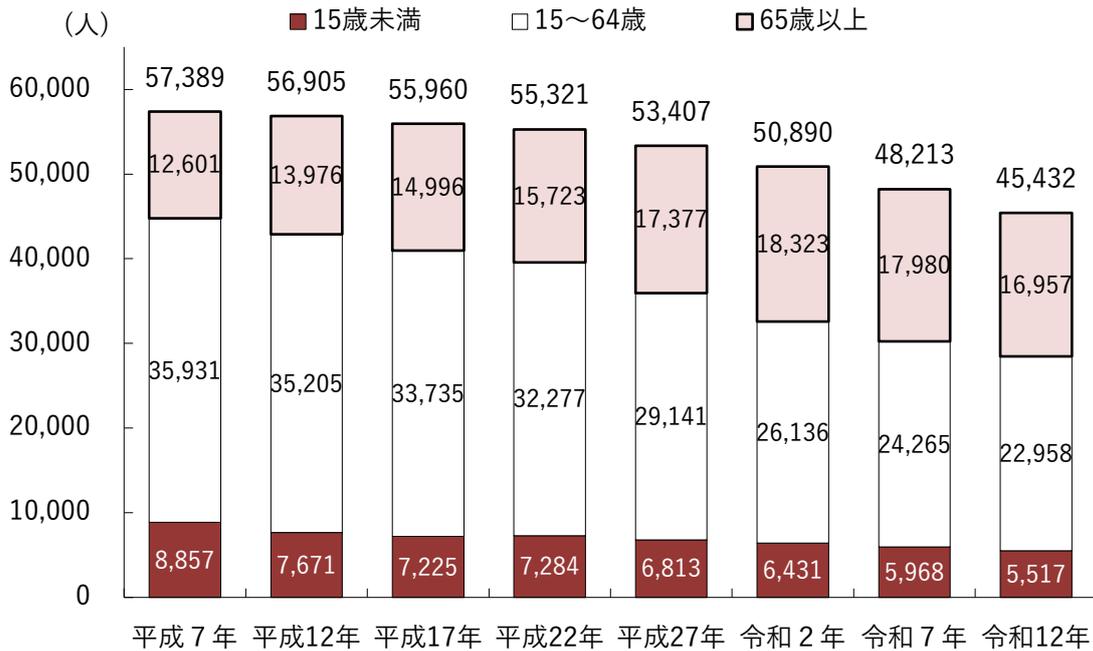
資料：住民基本台帳（令和3年3月末時点）

(2) 人口の推移

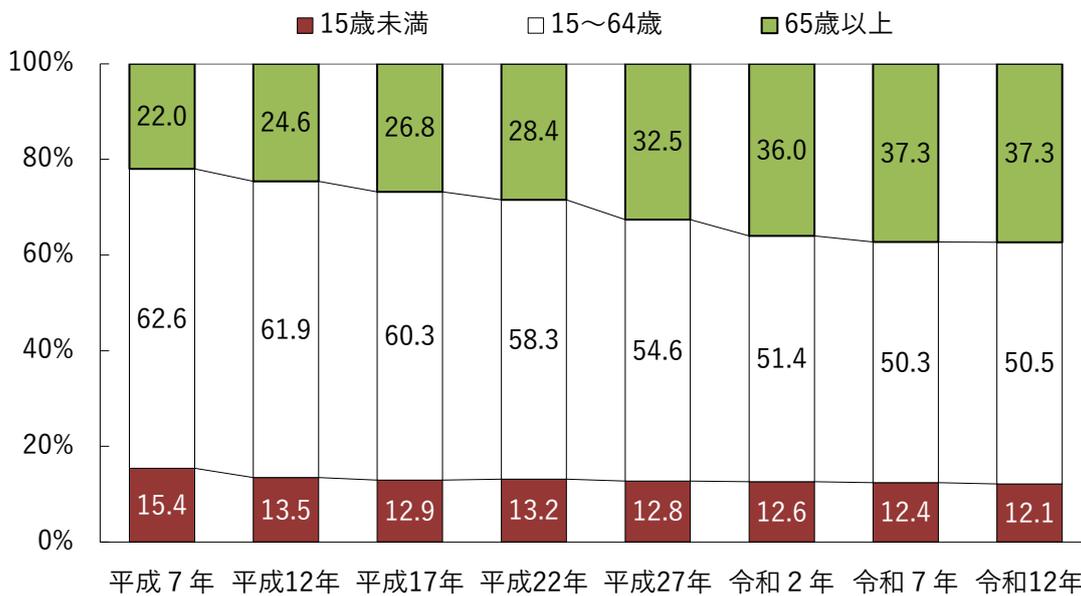
人口の推移をみてみると、総人口は平成7年以降、継続して減少していることが分かります（図表2）。内訳をみると、15歳未満である年少人口は若干の増減はあるものの、おおむね減少傾向で推移しています。また、15歳から64歳までの生産年齢人口は平成7年以降、継続して減少しているのに対し、65歳以上の老年人口は増加が続いています。

年齢3区分別の人口割合をみると、平成7年以降、少子高齢化は継続して進行しており、生産年齢人口が減少していることから、第4次計画期間中も少子高齢化の傾向が続くと予想されます（図表3）。

図表 2 年齢3区分の人口推移



図表 3 年齢3区分の人口割合の推移



資料：平成27年まで【国勢調査（各年10月1日現在）】、令和2年以降【国立社会保障人口問題研究所の「日本の将来人口推計（平成30年度）」による（図表2及び図表3）】

2 アンケート調査からみる荒尾市の現状

(1) アンケート調査について

①...調査の目的

「第3次荒尾市男女共同参画計画」の期間満了に伴い、「第4次荒尾市男女共同参画計画」の策定するため、市民の日頃の生活の様子や考えをたずね、意識や実態の変化を把握し、今後の男女共同参画行政を充実させていくための基礎資料にすることを目的としています。

②...調査の概要

調査対象者	市内に居住する満20歳以上の人の中から無作為に抽出した1,500人
調査方法	郵送による配布・回収、二次元バーコードによる回収
調査期間	令和2年11月27日～令和2年12月20日

③...回収状況

調査対象者数	1,500人
有効回収数（回収数）	587件（590件）
回収率	39.1%

(2) 調査結果の概要

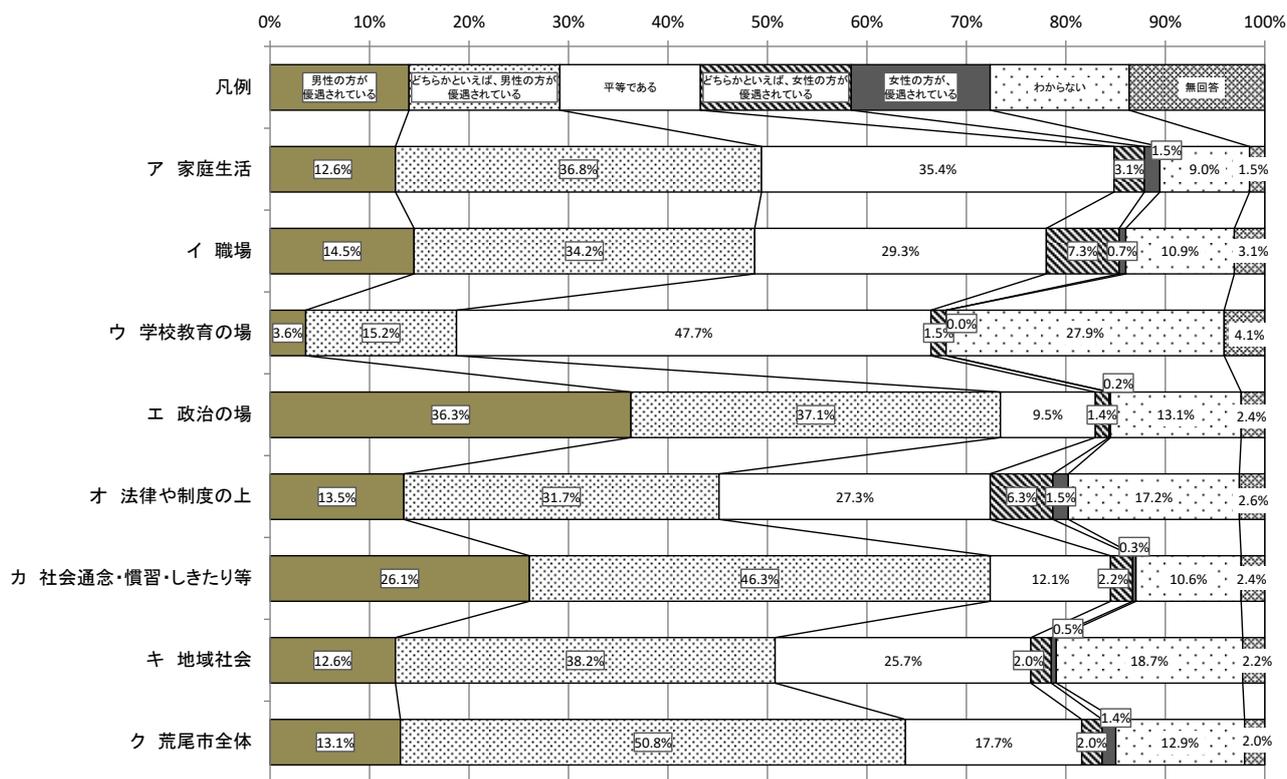
① 男女の地位の平等感について

男女の平等感について、「平等である」と回答した人の割合は「政治の場」「社会通念・慣習・しきたり等」について特に低い傾向にあり、「男性の方が優遇されている」または「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」と回答した人の割合も、他の項目と比較して高い傾向にあることが分かります（図表 4）。

男女別でみると、「平等である」と回答した人の割合は、男性よりも女性で低い傾向にあり、「全体」では 15.3 ポイントの差があります（図表 5）。

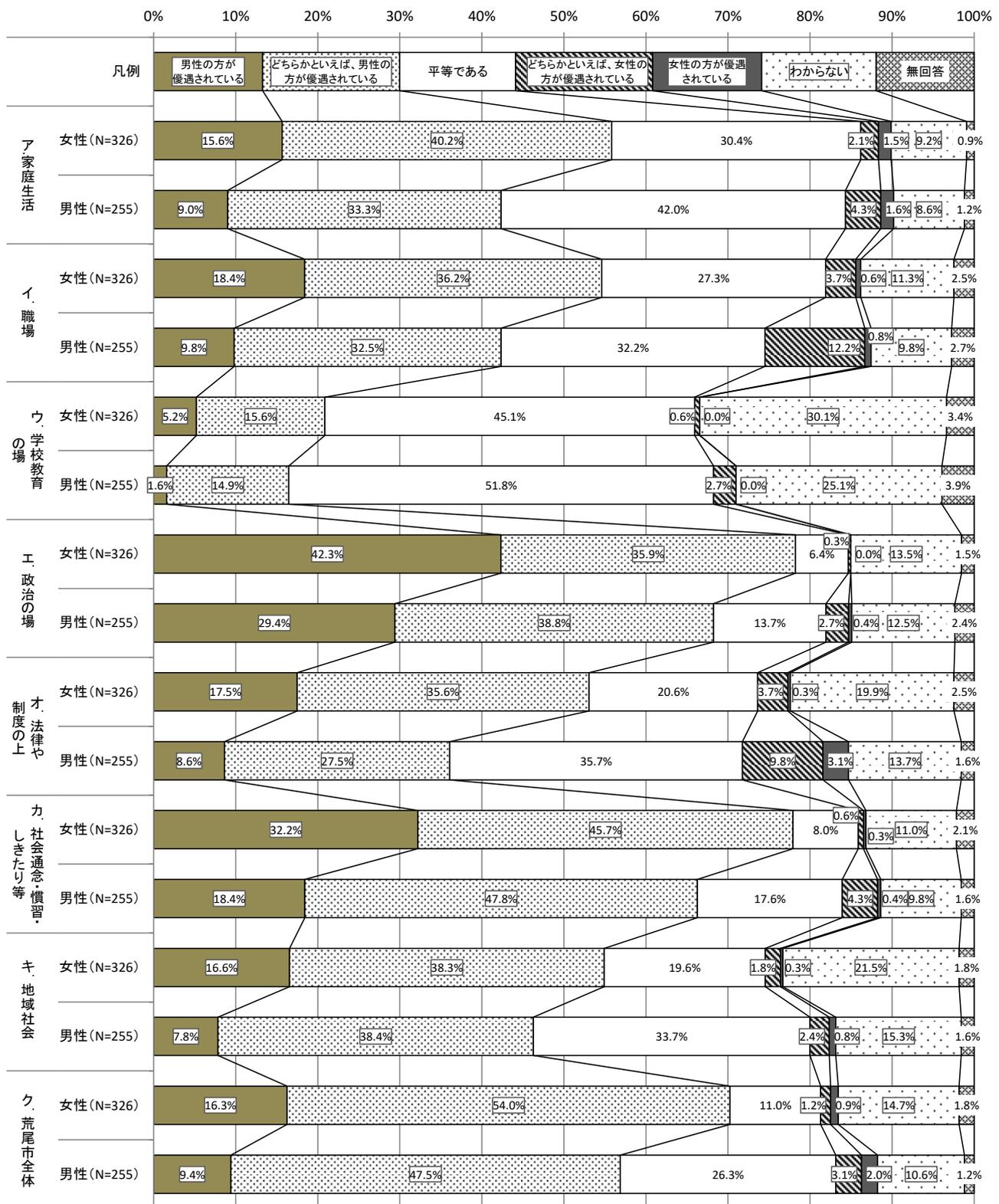
平成 27 年度に実施した調査と比較すると、「政治の場」「社会通念・慣習・しきたり等」について、いずれも平等または男性の方が優遇されていると感じる人の割合に大きな変化はありませんが、男性が優位であると感じている人は、依然として全体の 7 割を超えており、多くの人が不平等感を抱えていることが分かります（図表 6、図表 7）。

図表 4 男女の平等感について

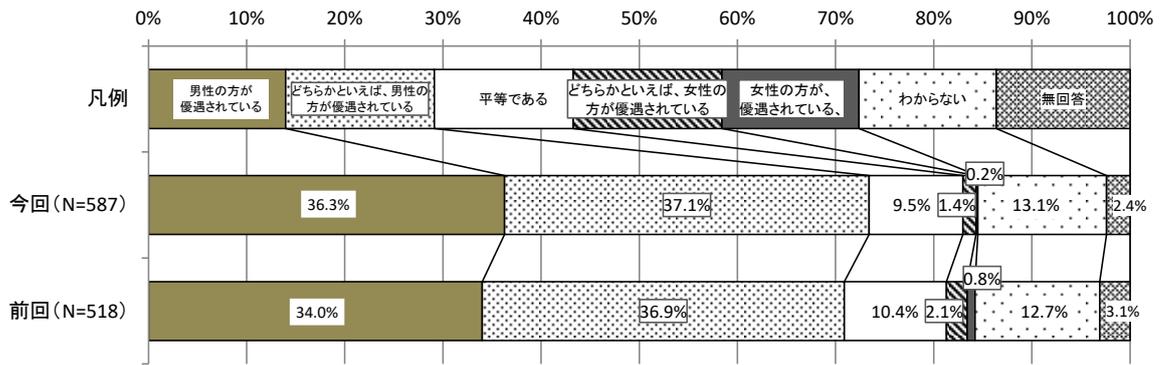


(N=587)

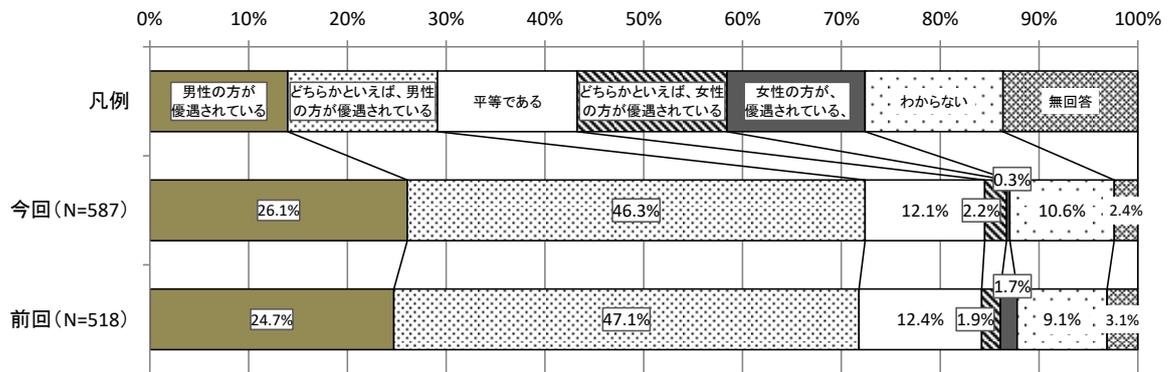
図表 5 男女の平等感について（男女別）



図表 6 政治の場での男女の平等感について



図表 7 社会通念・慣習・しきたり等での男女の平等感について

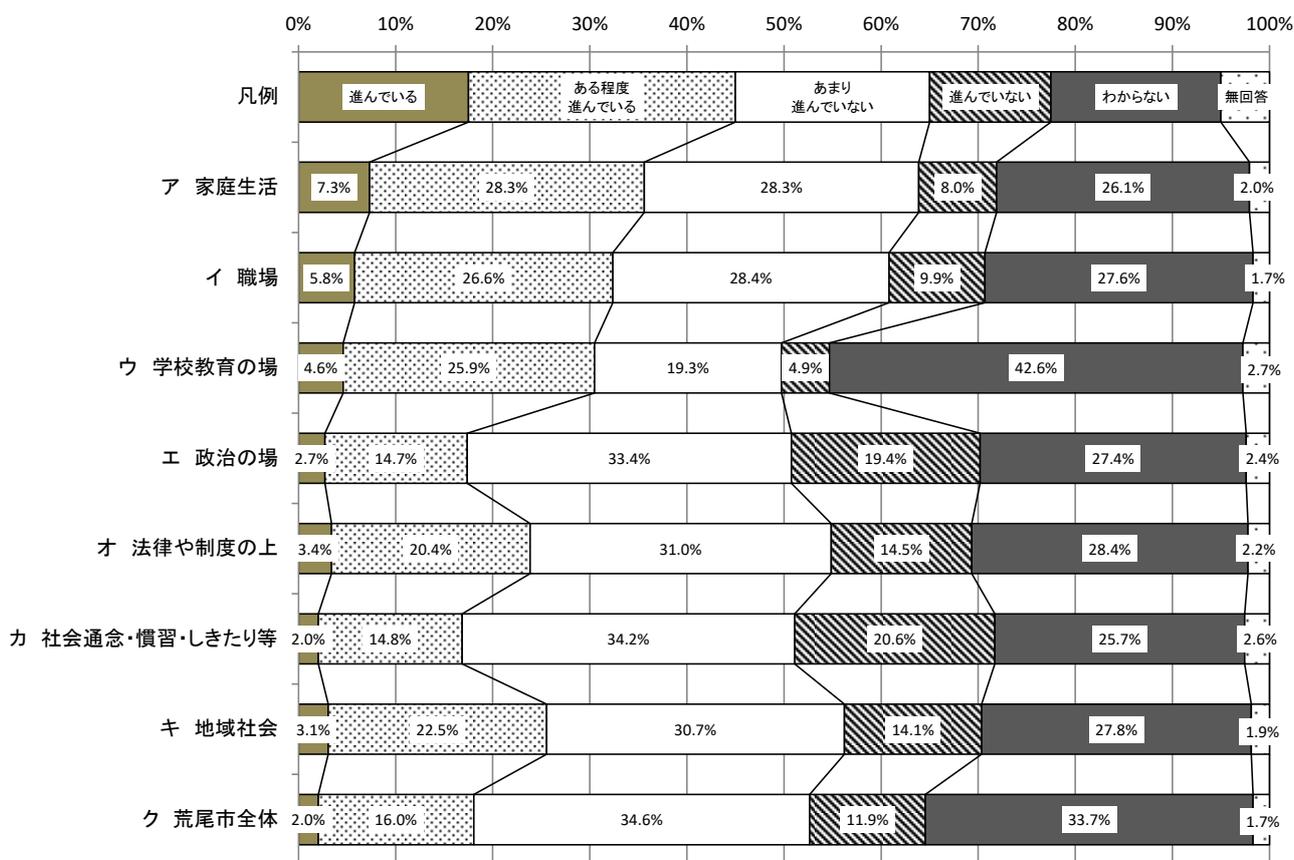


② 女性の社会的地位の変化

平成27年からの5年間で、各分野の女性活躍がどの程度進んだと感じるかを尋ねたところ、「進んでいる」「ある程度進んでいる」と回答した肯定派の割合は、「家庭生活」「職場」「学校教育の場」で3割以上となっています。一方、「政治の場」「法律や制度の上」「社会通念・慣習・しきたり等」「地域社会」「全体」では、前述の3つの項目と比較して肯定派の割合が相対的に低く、「あまり進んでいない」「進んでいない」と回答した否定派の割合が高くなっています（図表8）。

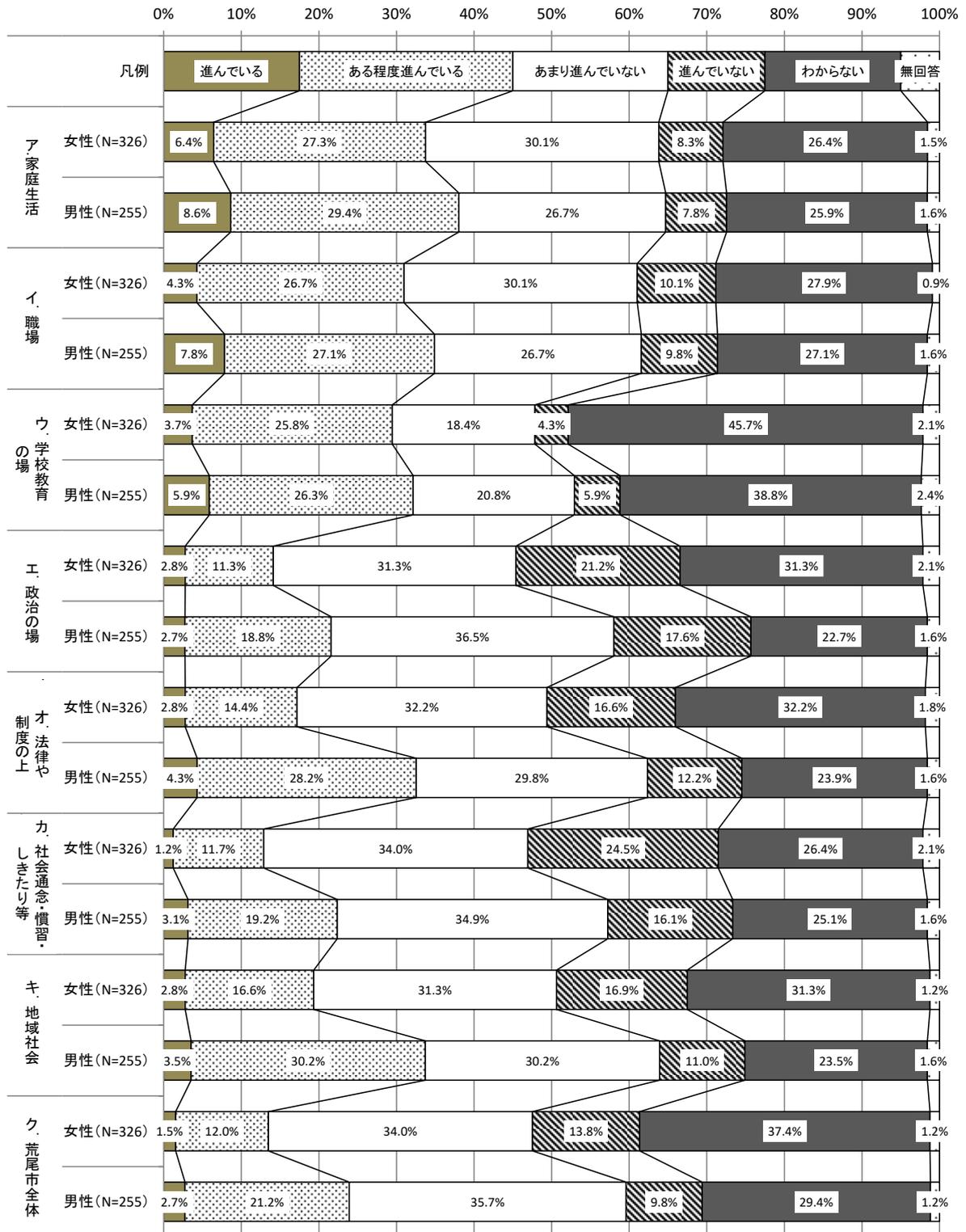
各分野について男女別で見ると、否定派の多かった分野については、性別により肯定派の割合に大きな差がみられることから、男女間で認識に差があることが考えられます（図表9）。

図表8 女性の社会的地位の変化について



(N=587)

図表 9 女性の社会的地位の変化について（男女別）

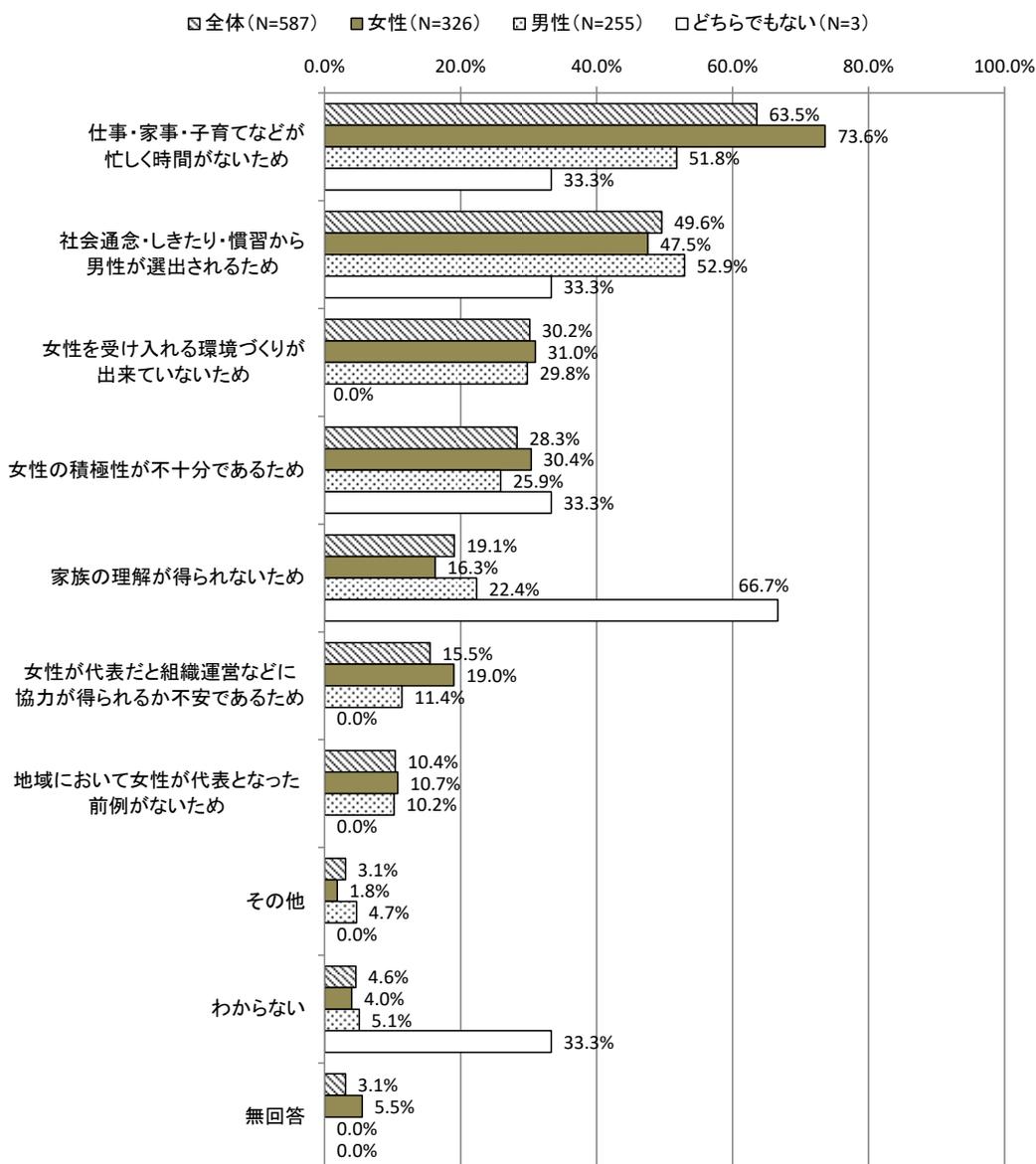


③ 地域等の団体活動について

自治体やPTAの会長など、地域等の団体の代表に女性が少ない原因について尋ねたところ、「仕事・家事・子育てなどが忙しく時間がないため」と回答した人の割合が最も高く、63.5%となっています。次いで、「社会通念・しきたり・慣習から男性が選出されるため」(49.6%)、「女性を受け入れる環境づくりが出来ていないため」(30.2%)と続きます(図表 10)。

一方、「女性が代表だと組織運営などに協力が得られるか不安であるため」や、「地域において女性が代表となった前例がないため」と回答した人も1割程度存在しており、地域社会におけるしきたりや慣習は根深く、地域活動においても、女性の参画があまり進んでいません。男女ともに生活の基盤となる地域社会を担っていくためにも、性別による無意識の役割分担を解消し、誰もが参加できる地域をつくっていく必要があるといえます。

図表 10 地域等の活動団体の代表に女性が少ない原因

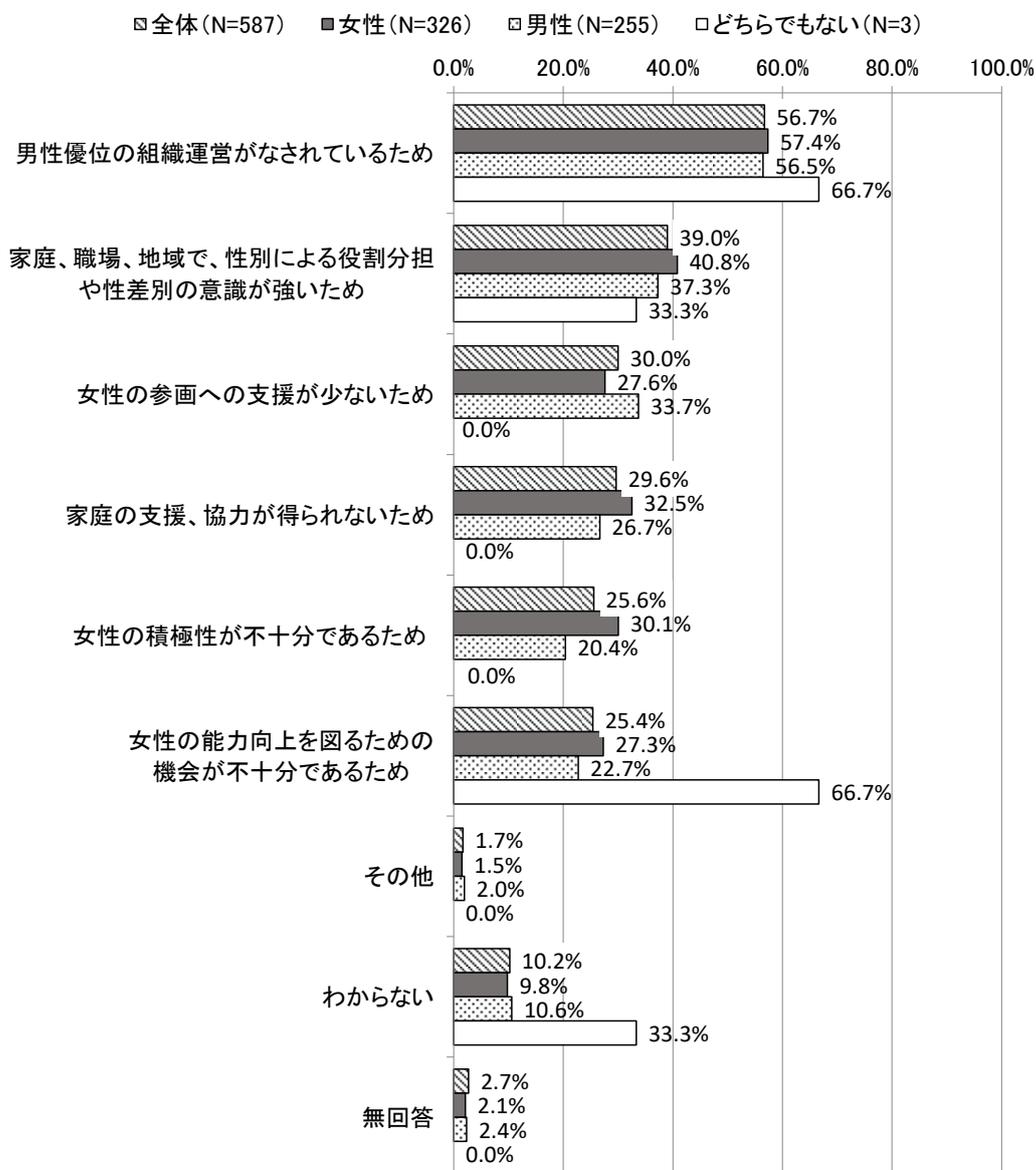


④ 方針決定の場に女性の参画が少ない理由

政治や行政、職場などにおいて、企画立案や方針決定の場に女性の参画がまだまだ少ない理由について尋ねたところ、「男性優位の組織運営がなされているため」と回答した人の割合が56.7%と最も高く、次いで、「家庭・職場・地域で、性別による役割分担や性差別の意識が強いため」(39.0%)と続きます(図表 11)。

また、性別でみると、女性で「家庭の支援、協力が得られないため」(32.5%)、「女性の積極性が不十分であるため」(30.1%)、「女性の能力向上を図るための機会が不十分であるため」(27.3%)と回答した人の割合が男性と比較して高くなっています。

図表 11 方針決定の場に女性の参画が少ない理由



第3章 第3次計画の振り返り

1 第3次計画の重点目標ごとの振り返り

重点目標1 あらゆる分野における女性の活躍推進

あらゆる分野において女性の活躍を推進するためには、多様な人が働く場や地域などでの男女共同参画を推進していく必要があり、そのためには政策・方針決定過程においても、男女が対等に参画できる社会を目指していく必要があります。

令和2年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、家庭生活、職場、学校教育の場、政治の場、法律や制度の上、社会通念・習慣・しきたり等、地域社会、の7つの場面における男女の平等感を尋ねたところ、「平等である」と回答した人の割合が最も少なかったのは、「政治の場」で、全体の9.5%と、前回調査(平成27年度)の10.4%から0.9ポイント減少しています。

本市では、政策・方針決定の場での男女共同参画を推進するため、各種審議会等への女性の積極的な登用を促す取り組みを推進してきました。その結果、市の審議会等の女性登用率は、令和2年度で26.9%となっており、令和元年度の23.5%から3.4ポイントの増加となりました。

また、市の課長以上の職員に占める女性の割合は、平成27年度で3.0%であったのに対し、令和2年度時点で8.3%と、5.3ポイントの増加となっています。市の課長補佐・係長の職員に占める女性の割合では、平成27年度で23.6%であったのに対し、令和2年度時点で26.6%と3.0ポイントの増加となっているものの、平成30年度(29.3%)から3.0ポイントの減少となっています。

いずれの指標も第3次計画策定時と比較して改善していますが、現状で目標達成には至っておらず、達成に向けたさらなる取り組みの推進が必要となっています。

職場や地域社会、その他あらゆる分野において男女が平等に参画できる社会を実現するためには、政治の場や各行政分野にある男女共同参画の推進に係る施策に関し、計画的かつ円滑な事業実施を目指すことが重要であり、市政に女性の声を反映する体制を作る必要があります。

重点目標2 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革

性別に関わりなく、個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画を自分の問題ととらえ、正しく理解し、性別による固定的な役割分担意識を是正していく必要があります。

本市では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合について、平成27年度の調査では66.3%であったものの、令和2年度調査では78.4%となっており、市民の意識が確実に高まっていることが見て取れます。また、女性の就業についての意向をみると、「子どもができて、ずっと職業を持ち続ける方がよい」と回答した人の割合は、令和2年度の調査で全体の59.8%となっており、平成27年度調査(50.8%)から9.0ポイント増加しています。

一方、成果指標としていた「3歳以下の子がいる家庭で父親が育児に協力的である家庭の割合」は、平成27年度は75.8%であったものの、令和2年度には65.0%と減少しており、目標値(80.0%)を達成するに至っておらず、性別による固定的な役割分担意識は薄らいでいるものの、建前と現実の差が見える結果となりました。

これらの建前と現実が現れる根底には「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識が少なからず存在していることから、固定的性別役割分担意識の解消に向けた更なる意識啓発が重要になってくる他、男性の家事・育児への参加に対する意識の普及・啓発活動等を通じて、男女ともにワーク・ライフ・バランスの推進のための環境改善を図っていく必要があります。

重点目標3 安心・安全な暮らしの実現

近年頻発している自然災害を受け、災害に強い安心・安全な暮らしを実現するためには、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災・災害復興対策を行う必要があります。

令和2年度調査の結果をみると、防災・災害復興対策に関し、9割以上の方が性別に配慮した対応が必要であると感じると回答しています。また、防災・災害復興対策に関し、性別に配慮した対応が必要なことは何だと思ふかという設問については、「避難所の設置（男女別のトイレ、更衣室、洗濯干し場等）」（88.2%）が最も多く挙げられていますが、「避難所運営の責任者に男女がともに配置され、避難所運営や被災者対応に男女両方の視点が入ること」（58.7%）、「災害時の救援医療体制（乳幼児、高齢者、障がい者、妊産婦）へのサポート体制」（57.8%）、など、多様な項目に対する意見が挙がっています。

第3次計画では、地域の防災力アップへ向け取り組みを進めた結果、「消防団に占める女性の割合」は令和2年度で3.5%となっており、平成28年度（1.8%）から1.7ポイント増加となったものの、依然として女性の割合は低い状況が続いています。

安心・安全な暮らしの実現のためにも、災害発生時などあらゆる場面において、男女のニーズの違いを踏まえ、様々な立場の人に配慮した防災意識の向上を図る必要があります。

重点目標4 推進体制の充実・連携強化

計画の推進体制が効果的に機能するよう、男女共同参画の推進に係る施策について、関係各課が男女共同参画関連施策に対し積極的に関与し、推進に努め、当該施策について男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を把握し、それぞれの施策において、直接的又は間接的に男女共同参画の視点を反映させるように努めていく必要があります。

また、男女共同参画の推進には、各課の総合的かつ横断的な取り組みが必要であることへの認識を深め、連携・協力しながら推進していくことが大切です。

「市の男性職員の育児休業取得率」は平成28年度まで0.0%となっていましたが、平成29年度以降、少しずつ育児休業を取得する男性職員が増加しています。一方、職員研修でのアンケート結果では、「男女共同参画の理解が深まった」と回答した職員は、第3次計画が策定された平成28年度には95.5%であったのに対し、令和元年度では86.9%と8.6ポイント減少する結果となりました。

男女共同参画社会を実現するためには、行政をはじめ、それぞれの主体が連携し、協働しなければ実現できません。そのため、市民、企業、団体等すべてが連携し、それぞれの主体が取り組むべき役割を認識し、共に男女共同参画社会の実現を目指していく必要があります。

【男女共同参画計画に掲げる指標の実績推移一覧】

★…目標値を達成しているもの

重点目標1 あらゆる分野における女性の活躍推進								
指標	単位	H27 第3次計画 策定時	H28	H29	H30	R1	R2	目標 (R3)
市の審議会等の女性登用率	%	26.1	24.6	23.6	24.0	23.5	26.9	35.0
市の管理職（課長以上職員） に占める女性の割合	%	3.0	2.9	5.9	6.1	8.3	8.3	15.0
市の役付職員（係長級以上職員） に占める女性の割合	%	23.6	27.4	27.0	29.3	26.6	26.6	35.0
市内事業所における管理職 （係長相当職以上）に占める女性 の割合	%	-	-	*43.9	-	-	-*1	20.0
女性就労支援セミナー受講者の 就労率	%	-	16.7	8.3	11.1	*30.0	*60.0	20.0
女性起業家数	人	8	4	5	5	5	2	50
農業委員に占める女性の割合	%	0.0	0.0	10.0	10.0	10.0	10.0	14.0
女性認定農業者数	人	52	54	54	54	54	50	60
家族経営協定※締結農家数	戸	15	15	16	17	*28	*28	20
畜産ヘルパー制度※利用率	%	23.5	24.7	24.7	24.7	17.1	20.0	25.0

重点目標2 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革								
指標	単位	H27 第3次計画 策定時	H28	H29	H30	R1	R2	目標 (R3)
3歳以下の子がいる家庭のうち、 父親が育児に協力的である家庭の割合	%	75.8	61.1	59.6	60.4	65.1	65.0	80.0
家庭教育に関する講座（保護者対象） の開催数	回	10	*22	*19	*20	*17	5	13
男女共同参画を教職員校内研修の テーマに採用した小中学校の割合	%	84.6	*100.0	*100.0	*100.0	*100.0	*100.0	92.0
保育所の利用待機児童数	人	15	22	45	15	12	9	0
放課後児童クラブの利用待機児童数	人	12	28	4	9	16	2	0
病児・病後児保育利用件数	件	1,857	*2,100	*2,215	*2,329	*2,239	1,178	2,000
ファミリーサポートセンター ※利用件数	件	513	408	618	433	373	115	700

*1 新型コロナウイルス感染症の影響により、調査が実施できず空白となっています。

※ 第7章 資料編 - 用語の解説を参照（p.47）。

重点目標3 安心・安全な暮らしの実現									
指標	単位	H27 第3次計画 策定時	H28	H29	H30	R1	R2	目標 (R3)	
消防団員に占める女性の割合	%	1.6	1.8	2.3	2.7	*3.4	*3.5	3.0	
男女共同参画視点からの防災に関する講演・研修等の開催数	件	13	13	18	19	18	10	20	
地域巡回スポーツ教室の参加者数	人	705	420	488	482	278	138	720	
乳がん・子宮頸がん検診受診率	乳がん検診	%	24.0	25.8	16.6	16.8	21.0	19.7	50.0
	子宮頸がん検診	%	23.2	24.8	14.0	14.4	17.3	15.7	50.0
乳幼児健康診査受診率	%	96.3	96.6	*97.0	*97.7	96.1	96.5	97.0	
母親学級参加率	%	76.9	66.2	62.9	59.9	64.3	-*2	80.0	
母子保健推進員数	人	9	8	6	6	6	9	15	
防犯パトロール回数	回	2,200	1,500	2,150	*2,704	*2,862	1,950	2,500	
DV※の相談機関の認知度	%	73.6	-	-	-	-	73.3	100.0	
認知症サポーター※数	人	5,969	7,483	8,759	*10,099	*10,957	*11,709	10,010	
日中一時支援事業※利用者数	人	54	59	53	50	53	52	85	

重点目標4 推進体制の充実・連携強化								
指標	単位	H27 第3次計画 策定時	H28	H29	H30	R1	R2	目標 (R3)
男女共同参画職員研修アンケートにおいて「男女共同参画について理解が深まった」と回答した割合	%	70.7	95.5	84.4	89.0	86.9	-*3	100.0
市の男性職員の育児休業取得率	%	0.0	0.0	*8.3	*15.4	*8.3	0.0	5.0

*2 個別面談に変更のため実績なしとなっています。

*3 新型コロナウイルス感染症の影響により、調査が実施できず空白となっています。

2 振り返りからみる荒尾市の課題

(1) 男女平等に関する意識特性

市民意識調査の結果をみると、男女平等感は性別によって大きな差があることがわかります。

男女共同参画は、男女ともに社会や地域に参画していくための基盤をなすものです。市民意識調査の結果をうけ、法律・制度面の整備はもちろん、市全体の男女共同参画が底上げされるような取り組みを引き続き推進していく必要があります。

(2) 固定的性別役割分担意識*と女性の就業継続

市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識に対して否定的な回答が多くを占めた一方で、多くの場面で女性の活躍が進んでいるとは言い難いのが現状です。

また、性別役割分担意識に対して否定的な考えを持つ人が多くとも、実際には家事や育児、介護等を主に担うのは女性であるケースがほとんどで、女性の進学や就労の場面で男女差がみられます。その根底には、固定的性別役割分担意識*や無意識の思い込みが根強く存在しています。

こうした固定的性別役割分担意識*や無意識の思い込みは、女性の活躍推進や男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの妨げになることから、市民や企業、学校等に向けた啓発活動等、積極的な取り組みを推進していく必要があります。

(3) 地域社会における女性の参画

地域社会における女性の参画を推進するためには、「女性PTA会長」や「女性区長」を増やすことが重要な政策的課題となっています。女性の社会参画については建前的な結果が出やすい傾向にあり、実際の地域活動の担い手との意識差を埋めていく必要があります。

(4) 男女間における暴力の根絶と「性的少数者（LGBT等）*」

配偶者や交際相手に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV*」と略）をはじめとしたあらゆる暴力は人権侵害であり、いかなる場合でも決して許されるものではありません。そのような行為は、男女共同参画社会の実現の妨げにもなっています。

本市では、60歳代以上の層でDV*に対する理解が低いことから、啓発が必要といえます。また、DV*に関する相談先の周知を図るとともに、DV*の防止に向けて取り組む必要があります。

また、「性的少数者（LGBT等）*の人たちにとって、現在の社会は偏見や差別などがあり、生活しづらいという意見」への賛否を尋ねた結果では、74.6%の人が「思う」（37.1%）、「どちらかといえばそう思う」（37.5%）と回答し、肯定的な意見が多くなっています。男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの推進は、「男女」にとどまらず、幅広く多様な人を包摂した社会の実現につながるものです。そのためにも「性的少数者（LGBT等）*」については、差別や偏見をなくす啓発活動が重要です。

3 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国際連合（国連）が、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」と定め、「国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）」をメキシコシティ（メキシコ）において開催したことから「男女共同参画社会」の実現に向けた取り組みがスタートしました。世界会議では、「平等・開発・平和」を目標とし、女性差別撤廃のために以後10年間にわたって各国がとるべき政策に指針を与える「世界行動計画」を採択するとともに、昭和51年から昭和60年（1976年～1985年）を「国連婦人の十年」と位置付け、女性の地位向上のための世界的な行動が開始されました。

昭和54年（1979年）の第34回国連総会においては、政治・経済・社会・文化など、あらゆる分野での男女平等を達成するために必要な措置を定めた「女子差別撤廃条約」が採択され、昭和55年（1980年）には、『国連婦人の十年』中間年世界会議（第2回世界女性会議）がコペンハーゲン（デンマーク）で開催され、この会議で「女子差別撤廃条約」の署名式が行われ、日本も署名しました。

「国連婦人の十年」最終年にあたる昭和60年（1985年）には、『国連婦人の十年』最終年世界会議（第3回世界女性会議）がナイロビ（ケニア）において開催され、「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略（ナイロビ将来戦略）」が全会一致で採択されました。なお、平成2年（1990年）には、「ナイロビ将来戦略」の実施ペースを加速化するため、「ナイロビ将来戦略の見直しと勧告」が国連経済社会理事会において採択されました。

平成7年（1995年）、「平等・開発・平和のための行動」をテーマに「第4回世界女性会議」が北京（中国）において開催され、21世紀に向けての女性政策の指針となる「行動綱領」及び「北京宣言」が採択されました。この行動綱領において、5年後の平成12年（2000年）までに各国及び国際社会がとるべき、「女性と貧困」、「女性の教育と訓練」、「女性と健康」、「女性に対する暴力」など12の問題領域を設定し、女性の地位向上とエンパワーメント※を前提に、戦略目標及び行動計画が示されました。

平成12年（2000年）、国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、第4回世界女性会議において採択された「北京宣言及び行動綱領」並びに「国連婦人の十年（1976年-1985年）」の最終年において採択された「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略（1986年-2000年）」の目標及び目的達成のコミットメント（関与）を再確認しました。また、「北京宣言及び行動綱領の実施に関し、市民社会、とりわけNGO※及び女性団体の役割と貢献を認識し、さらなる実施及び評価過程への参画を奨励する。」、「男女平等の推進に向けて、男性も関与し、女性と共同して責任を分かち合わなければならないことを強調する。」とうたったことは、その後の男女共同参画推進の基本的な方向を明らかにするものになりました。

同じ平成12年（2000年）には「国連ミレニアム・サミット」を開催、「国連ミレニアム宣言」が採択され、あわせて1990年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめられ、8つのゴール、21のターゲット項目から構成された「ミレニアム開発目標（略称:MDGs）」が2015年までに達成すべき国際的な開発目標として合意されました。「8つのゴール」には、「1.極度の貧困と飢餓の撲滅」、「2.普遍的初等教育の達成」に次いで「3.ジェンダー※の平等の推進と女性の地位向上」が明記されており、「ター

ゲット3A：初等・中等教育における男女格差の解消を2005年までには達成し、2015年までに全ての教育レベルにおける男女格差を解消する。」とうたわれました。

平成22年(2010年)、「国連婦人の地位委員会『北京+15』」が国連本部(ニューヨーク)で開催され、「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議成果文書」の実施状況を評価、平成23年(2011年)には、国連決議により「ジェンダー^{*}平等と女性のエンパワーメント^{*}のための国連機関(UN Women)」が正式に発足しました。

平成27年(2015年)、「北京宣言及び行動要領」の採択から20年にあたることを記念し、「国連婦人の地位委員会『北京+20』」が「北京宣言及び行動綱領」と第23回国連特別総会「女性2000年会議」成果文書の実施状況及び評価を主要テーマに国連本部(ニューヨーク)で開催され、「ポスト2015年開発アジェンダ」の取組状況のフォローアップや、大臣級の参加による対話型のセッションを行っていくことなども決議されました。

また、同じ平成27年(2015年)には、「ミレニアム開発目標(MDGs)」が2015年に終了することに伴って『持続可能な開発のための2030アジェンダ』(2030 Agenda)が加盟国の全会一致で採択され、それに基づき、2030年までの新たな開発目標として17のゴール・169のターゲットから構成された「持続可能な開発目標(SDGs)」が、地球上の「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて取りまとめられました。「17のゴール」には、「1. あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ」、「2. 飢餓をゼロに」、「3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」、「4. すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」に次いで、「5. ジェンダー^{*}の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント^{*}を図る」が明記されています。「持続可能な開発目標(SDGs^{*})」に基づく「ジェンダー^{*}の平等」が男女共同参画推進の最も重要な世界的課題となっています。

(2) 国の動き

日本の「男女共同参画社会」実現に向けた取り組みは、「国際的協調」の下、世界の動きに合わせて推進されてきました。

昭和50年(1975年)、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置され、あわせて本部長の私的諮問機関として「婦人問題企画推進会議」を設置するとともに、総理府に「婦人問題担当室」が設置されました。昭和52年(1977年)には、「世界行動計画」を踏まえ、今後10年間の女性問題の課題及び施策の方向を明らかにする初めての総合的な計画である「国内行動計画」が策定されました。

この間、「民法及び国籍法」の改正、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の制定、男女共修に向けての家庭科教育のあり方の検討など、「女子差別撤廃条約」を批准するための法制度面の整備が進められ、この結果、昭和60年(1985年)に批准を果たしました。また、昭和52年(1977年)には、文部省の附属機関として「国立婦人教育会館」(平成13年、「国立女性教育会館」に名称変更)が埼玉県嵐山町に開館、研修プログラム等の開発や学習機会の提供によって数多くの男女共同参画リーダーを育成する成果をあげてきました。

昭和62年(1987年)、西暦2000年に至るまでの長期的展望に立った女性政策の基本方針、「西暦2000年に向けての新国内行動計画(新国内行動計画)」が策定されました。平成3年(1991年)には、「ナイロビ将来戦略の見直しと勧告」を受けて、「新国内行動計画」の第一次改定を行い、あ

らゆる分野で男女が平等に共同して参画することが不可欠という視点から、「男女共同参加」を「男女共同参画」という文言に改め、「男女共同参画型社会の形成を目指す。」という政策目標を掲げました。同年、「育児休業等に関する法律」が公布、翌年施行されました。

平成4年（1992年）、「婦人問題担当大臣」が初めて任命され、平成6年（1994年）には、男女共同参画社会の形成の促進に関する政策の円滑かつ効果的な推進を図ることを目的に「男女共同参画推進本部」が設置され、総理府に「男女共同参画室」が担当事務局として設置されました。あわせて、「男女共同参画審議会」が政令設置され、男女共同参画社会づくりに向けた推進体制が本格的に整備されることになりました。なお、男女共同参画審議会は、平成9年（1997年）、男女共同参画審議会設置法に基づく設置となりました。

平成8年（1996年）、男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン－21世紀の新たな価値の創造－」を受け、「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。同ビジョンは、「はじめに」の中で「男女共同参画、・・・それは、人権尊重の理念を社会に深く根づかせ、真の男女平等の達成を目指すものである。・・・男女に中立的に見える法律や制度であっても、それらが社会の中で実際に機能した結果として、女性に対する差別や男女の固定的な役割分担の維持・強化につながることもある。また、人々の意識や行動、社会の慣習・慣行の中には、いまだに女性に対する差別や偏見、男女の役割に対する固定的な考え方に基づくものも見られる。・・・それゆえ、法律や制度の整備はもとより、広く社会の慣習・慣行、人々の意識に至るまで、男女の事実上の平等という観点から検討し、改革することが求められるのである。」と訴え、わが国においては初めて「男女共同参画」の理念と政策を明らかにするものになりました。

平成11年（1999年）6月23日、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」の実現に向けて「男女共同参画社会基本法」が施行されました。基本法は、男女共同参画社会の形成に関し、国、地方公共団体及び国民の「責務」を明らかにし、総合的かつ計画的に推進するため「男女共同参画基本計画」の策定をうたうなど、男女共同参画行政の「根拠」を明確にし、男女共同参画社会の実現は「21世紀のわが国社会を決定する最重要課題」と位置づけました。

また、同年には「食料・農業・農村基本法」が施行され、その第26条は「国は、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であることにかんがみ、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする。」とうたい、「家族経営協定*」、「認定農業者制度*」の普及・啓発など、農業分野における「女性の参画の促進」を強く推進する契機になりました。

平成12年（2000年）12月、「男女共同参画基本計画」が閣議決定され、翌平成13年（2001年）には、中央省庁の再編により総理府「男女共同参画室」にあった所管部署が新たに設置された内閣府「男女共同参画局」に編成替えされ、推進体制が強化されました。同年には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を改正、また「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、配偶者からの暴力、いわゆる「DV*（ドメスティック・バイオレンス）」の防止と被害者の保護について、国及び地方公共団体の責務とされました。同法については、平成26年（2014年）の改正により、法律の名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められ、法律の適用対象が生活の本拠を共にする交際関係にある相手からの暴力及びその被害者に拡大されました。

平成17年(2005年)、「男女共同参画基本計画(第2次)」が閣議決定され、平成19年(2007年)には、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス※)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。さらに、平成22年(2010年)に「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

平成27年(2015年)には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が成立し、市町村に対しては、当該市町村の区域内での推進に関する計画の策定に努めることが求められるとともに、一定規模以上の民間事業主や国・地方公共団体においては、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を義務付けました。これを受け、同年閣議決定された国の「第4次男女共同参画基本計画」においては、「あらゆる分野における女性の活躍」が目標に掲げられました。また、平成30年(2018年)、国会や地方議会の選挙での男女の候補者の数ができる限り「均等」になることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。令和2年(2020年)には、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を作成、地方公共団体が災害対応に当たって取り組むべき事項を取りまとめました。

令和2年(2020年)12月、「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。同基本計画は、第4次男女共同参画基本計画の取り組みについて、「政府は、国連の『ナイロビ将来戦略勧告』(1990年)で示された国際的な目標である30%の目標数値や諸外国の状況を踏まえ、2003年に『社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する』との目標を掲げ取組を進めてきたが、この目標は必ずしも社会全体で十分共有されなかった。また、各種制度・慣行等も男女共同参画の視点を十分に踏まえたものになっているとは言い難かった。」と述べ、現状と当面する課題を総括しました。これを踏まえ、第5次男女共同参画基本計画は、「1男女共同参画基本計画の目指すべき社会の将来像」として、次の4点をうたっています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs※で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

こうした「目指すべき社会の将来像」からは、「多様性」、「男女の人権の尊重」、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス※)」、「包括的かつ持続可能な社会」の4つを今後の「男女共同参画社会」実現のための重要なキーワードとして位置付けることができます。

(3) 熊本県の動き

熊本県においては、昭和52年(1977年)、国が「国内行動計画」を策定したことを受けて、「婦人行政担当窓口」が商工労働水産部労働課に設置されました。また、昭和56年(1981年)に民間有識者で構成する知事の助言機関、「熊本県婦人問題懇話会」が設置され、昭和58年(1983年)には女性の地位の向上を目指すための初めての県計画、「熊本県婦人問題基本計画」が策定されました。昭和63年(1988年)には、女性関係行政の総合窓口として「婦人対策室」が県民生活総室に設置されました。

平成6年(1994年)、男女共同参画推進の総合的指針として「ハーモニープランくまもと」が策定され、平成7年(1995年)には「熊本県男女共同参画社会推進懇話会」の設置、「熊本県農山漁村女性ビジョン」の策定が行われました。また、平成9年(1997年)、「男女共同参画社会を目指す高校生向けガイドブック」を作成・配付、平成10年(1998年)には、男女共同参画啓発誌「ならんで」が創刊され、女性のネットワークづくりに貢献しました。

平成12年(2000年)は、熊本県の男女共同参画推進において大きな意味のある一年になりました。福島譲二県知事の急死を受けて執行された4月16日の県知事選挙で当時副知事を務めていた潮谷義子候補が次点候補に7万票あまりの差をつけ初当選し、同年2月に「日本初の女性知事」となった太田房江大阪府知事に次いで、「全国で2番目、民間出身では初の女性知事」が誕生したのです。6月に策定された新しい県総合計画、「パートナーシップ21くまもと：21世紀への責任と挑戦」には挑戦プロジェクトとして「男女共同参画システムづくり」が盛り込まれました。また、8月には「熊本県男女共同参画活動交流協議会」、11月には「くまもと女性農業委員の会」がそれぞれ設立されるなど、行政だけではなく、各種関係団体など民間を巻き込んで男女共同参画の推進が図られました。こうした動きを背景に、11月には「第3回全国認定農業者サミット in くまもと」が開催されています。また、「男女協働政経塾」の開講、「女性総合相談室」の設置(県庁内)など、「学習」や「相談」に係る支援体制も整備されていきました。

平成13年(2001年)3月、女性も男性も生き生きと暮らせる社会をめざして、「熊本県男女共同参画計画(ハーモニープランくまもと21)」が策定され、また、「農業県、熊本」における様々な女性問題の解決・改善を図るため、「熊本県農山漁村男女共同参画推進プラン」が策定されました。さらに、12月「熊本県男女共同参画推進条例」が制定され、その施行にともない、平成14年(2002年)、知事の附属機関として「熊本県男女共同参画審議会」が設置されました。同審議会は、条例第26条「審議会は、・・男女のいずれの委員の数も、委員の総数の10分の4未満であってはならない。」に基づき組織され、また、初めて「公募委員」制度を導入しました。同年には、くまもと県民交流館パレア内に「男女共同参画センター」が開設され、また、「男女共同参画社会づくりに関する県の施策に対する苦情処理制度」が開始されました。

平成15年(2003年)、「男女共同参画推進事業者表彰」事業を開始、平成17年(2005年)に、「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定しました。

平成18年(2006年)、「第2次熊本県男女共同参画計画(ハーモニープランくまもと21)」を策定(改定)し、平成20年(2008年)に「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」を策定しました。

平成23年(2011年)、「男女がともに自立し、支えあう社会の実現」を基本目標とする「第3次熊本県男女共同参画計画」を策定、平成26年(2014年)に、「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第3次)」を改定しました。同年には、県内の経済界をはじ

めとする関係機関・団体などの連携による「熊本県女性の社会参画加速化会議」が発足し、「熊本県女性経営参画塾」、「熊本県女性起業支援事業」がスタートしました。平成27年(2015年)には『企業、女性・男性、社会が変わる』という視点で、各参加団体が連携して取り組む施策・事業所などを取りまとめた「熊本県女性の社会参画加速化戦略」を策定しました。平成28年(2016年)には、「男女がともに自立し支えあう、多様性に富んだ活力ある社会の実現」を基本目標とする「第4次熊本県男女共同参画計画」及び「熊本県女性の活躍推進計画」を策定、平成31年(2019年)に、「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第4次)」を改定しました。

令和3年(2021年)、「男女が互いを尊重し支えあう、多様性に富んだ持続可能な社会の実現」を基本目標とする「第5次熊本県男女共同参画計画」を策定、重点目標として、「あらゆる分野における女性の参画拡大」、「男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実」、「推進体制の整備・強化」の4項目を掲げています。同計画は、「男女が互いを尊重し支えあう、多様性に富んだ持続可能な社会の実現」を目指すためには、「固定的性別役割分担意識[※]や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス[※])の解消をはじめ、男性片働き世帯が多かった時代から残る男性中心の社会制度や、長時間労働や転勤等を当然とする働き方などの見直しを進めていくことが重要です。」とうたい、取り組みの意義を強調しています。また、第5次計画は、第4次計画策定の翌月、4月14日16日に発生した熊本地震により、死者50名(関連死273名)、ピーク時には避難所開設600カ所超、避難者数約18万人という甚大な災害となったことを受けて、避難所における性被害等の防止など災害時における問題点を指摘、「主要施策」として「①防災・復興の各段階における男女共同参画の取組を推進」、「②防災・復興の現場における女性の参画拡大」を盛り込んでいることも特徴的です。

(4) 荒尾市の取り組み

荒尾市においては、県内でも早期の昭和56年(1981年)に、女性行政の担当窓口として教育委員会事務局社会教育課内に「婦人対策室」を設置しました。その後、昭和58年(1983年)に、勤労婦人福祉法に基づく「働く婦人の家」が開館し、以来、婦人対策係(昭和61年)、女性対策係(平成8年)、男女共同参画推進係(平成12年)と名称変更を重ねながら「働く婦人の家(平成18年に働く女性の家に名称変更)」を拠点に総合的な女性行政の推進に取り組んできました。平成14年(2002年)、新設された企画管理部くらしいきいき課に「男女共同参画担当」として移行、平成19年(2006年)に現在の総務部総務課男女共同参画推進室に変更されています。

平成9年(1997年)、市長の諮問機関として「荒尾市女性問題懇話会」が設置され、平成10年(1998年)には、荒尾市における男女共同参画推進のあり方について取りまとめた提言書「女性行政への提言」が提出されました。平成12年(2000年)、同懇話会は「荒尾市男女共同参画社会推進懇話会」に改称され、また、行政の関係部局間の連絡、調整を強化し、総合的かつ効果的な推進を図るため、庁内に「荒尾市男女共同参画推進会議」が設置されました。

平成15年(2003年)、男女共同参画社会基本法に示された理念に基づき、新しい社会の変化に対応しながら男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、初めての基本計画、「荒尾市男女共同参画計画—女と男^{ひとひと}いきいきプラン21—」が策定されました。同計画は、「『女と男^{ひとひと}』がともにいきいき輝くまち」を基本理念とし、「これまでの固定的な性別役割分担

意識による慣習・慣行を『ジェンダー※に敏感な視点』から見直し、女性も男性も対等な立場で、いきいきと輝いて暮らせる男女共同参画社会の実現を目指すものです。」とうたいました。また、「基本目標」として『女と男』がともに生きる社会への意識づくり、『女と男』の人権がともに尊重される社会づくり、「あらゆる分野での『女と男』がともに参画するまちづくり」、「男女共同参画推進のための体制の整備・充実」の4項目を掲げています。

平成16年(2004年)、「荒尾市男女が共に生きる社会づくり推進条例」を施行し、これに基づき市長の附属機関として「荒尾市男女共同参画審議会」が設置され、平成17年(2005年)1月には「男女共同参画都市」を宣言しました。平成20年(2008年)、社会情勢の変化等による新たな課題に対応するため「男女共同参画計画—女と男いきいきプラン21—」を改定しました。

平成24年(2012年)、「荒尾市男女が共に生きる社会づくり推進条例」に基づく、新たなプランとして「第2次荒尾市男女共同参画計画」が策定されました。同計画は、前年に実施された「男女共同参画に関する荒尾市民意識調査」で得られた現状や課題を踏まえ、『女と男がともにいきいき輝くまち』を基本理念とし、前回計画と同じ4項目を「基本目標」としています。

平成24年(2012年)、女性の人材に関わる情報提供を行うことにより、市の審議会等への女性委員の登用の拡大を図るために「荒尾市女性人材バンク」が発足しました。また、平成28年(2016年)、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づき、特定事業主の立場から女性職員の活躍のための行動計画「荒尾市特定事業主行動計画」を策定し、女性職員の働きやすい環境づくりに努めてきました。

平成29年(2017年)、「第3次男女共同参画計画」が策定されました。同計画は、『女と男がともにいきいき輝くまち』を基本理念とし、重点目標として「あらゆる分野における女性の活躍推進」、「男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革」、「安心・安全な暮らしの実現」、「推進体制の充実・連携強化」の4項目を掲げています。女性活躍推進法に定める推進計画と一体化した計画として策定されたことによるものです。

令和3年(2021年)2月には、審議会等への女性委員登用率アップのために「荒尾市審議会等への女性の登用推進に関する規程」を施行し、登用率の一層の拡大に努めています。今後も、荒尾市では、女性も男性もさらには「多様性」の視点からも、全ての人が対等な立場でともにいきいきと輝き暮らすことのできる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを確実に進めてまいります。

第4章 計画の基本理念と体系

1 基本理念

荒尾市では、「女と男がともにいきいき輝くまち」を基本理念とし、「荒尾市男女が共に生きる社会づくり推進条例」に定める7つの基本理念に則り、男女共同参画に関する施策を推進してきました。

「第4次荒尾市男女共同参画計画」においても、市民一人一人が家庭や地域、職場や学校などあらゆる分野において、男女が対等な構成員として自らの意思により能力が発揮され、個性に応じた生き方ができる社会づくりを推進するとともに、固定的な性別役割分担意識による慣習・慣行を「ジェンダー※に敏感な視点」を持って見直し、女性も男性もさらには、全ての人が対等な立場で、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指します。

【第4次計画の基本理念】

ひと ひと
『女と男、すべてのひとがともにいきいき輝くまち』

【荒尾市男女が共に生きる社会づくり推進条例における基本理念】

① 男女の人権の尊重

男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

② 社会における制度又は、慣行についての配慮

男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、家庭生活以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

⑤ 男女の生涯にわたる健康の確保

男女共同参画社会の形成は、男女が互いの性に関する理解を深めるとともに、個人の意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康の保持が図られることを旨として、行われなければならない。

⑥ 国際的協調

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取り組みと密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

⑦ 市、市民及び事業者の協働

男女共同参画社会の形成は、市、市民及び事業者の主体的な取り組み及び相互の連携協力により促進されることを旨として、これらの者の協働の下に行われなければならない。

2 重点目標

重点目標1 あらゆる分野における女性の活躍推進

政治の場、政策・方針決定の場、就労・雇用の場、教育の場、家庭、地域社会等、あらゆる場面で男女共同参画を推進していきます。

重点目標2 男女共同参画社会実現のための意識改革・社会基盤の整備

男女共同参画社会実現のため、男女共同参画の実現に向けた意識啓発を推進し、仕事と生活の調和（両立）のための多様な柔軟な働き方の支援、あらゆる学習の場での男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進していきます。

重点目標3 安心・安全な暮らしの実現

安心・安全な暮らしの実現のため、男女共同参画視点からの防災力の向上に取り組みます。さらに男女間のあらゆる暴力の根絶を推進するとともに、生涯を通じライフステージに対応した暮らし・健康への支援を推進していきます。

重点目標4 推進体制の充実・連携強化

推進体制の充実・連携強化のため、横断的な推進体制の整備と施策の推進を含めた市の推進体制の充実並びに国際社会の理解とSDGs※、多様性を尊重する環境の整備を推進していきます。

3 計画体系図

基本理念	重点目標	施策の基本方向	具体的施策
女（ひと）と男（ひと）、 すべてのひとが ともにいきいき輝くまち	1 あらゆる分野における女性の活躍推進	1 政策・方針決定の場への女性の参画拡大	1 各種審議会等委員への女性の登用拡大
			2 政治分野における女性の参画拡大
			3 行政分野における意思決定への女性の参画拡大
			4 企業における意思決定への女性の参画拡大
		2 就業・雇用の分野における男女共同参画の推進	5 経営者層の意識改革の促進
			6 女性の能力開発と発揮への支援
			7 女性の就労支援
			8 農林水産業における女性の主体的な参画、起業化の推進
		3 地域社会における女性の参画推進	9 地域団体、地域活動における男女共同参画の推進
			10 地域づくりやまちづくりリーダーの育成
	2 男女共同参画社会実現のための意識改革・社会基盤の整備	1 男女共同参画の実現に向けた意識啓発の推進	11 固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消
			12 メディアにおける男女共同参画の推進
		2 仕事と生活の調和（両立）のための多様で柔軟な働き方の支援	13 多様で柔軟な働き方の支援
			14 男性の家事・育児・介護への参画、休暇・休業取得促進
			15 ニーズに応じた子育てサービス等の充実
			16 妊娠、出産等に伴う環境の整備推進
			17 介護等に伴う環境の整備推進
		3 あらゆる学習の場での男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	18 子ども・若年層に対する男女共同参画教育の充実
			19 社会教育の推進

女性活躍推進法の市町村推進
計画として位置づける施策

基本理念	重点目標	施策の基本方向	具体的施策
	3 安心・安全な暮らしの実現	1 男女共同参画視点からの防災力の向上	20 防災分野における意思決定の場への女性の参画拡大
			21 防災対策・避難所運営等への男女共同参画視点の取り入れ
		2 生涯を通じた暮らしや健康への支援	22 ひとり親家庭や経済的貧困家庭への支援
			23 高齢者の自立及び介護等への支援
			24 健康増進事業や生活習慣病対策
			25 ライフステージに応じた健康支援
			26 妊娠・出産等に関する健康支援
			27 障がい者への支援
		3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	28 相談体制の充実及び周知
			29 女性に対する暴力への対応
	30 支援体制の充実・強化		
	31 ハラスメント防止のための啓発及び相談体制の充実		
	4 推進体制の充実・連携強化	1 市の推進体制の充実	32 犯罪の起きにくい社会づくり
			33 横断的な推進体制の整備と施策の推進
		2 国際社会の理解とSDGsの推進	34 男女共同参画に関する職員の意識啓発
35 国際的な協調及び貢献に向けた施策の推進			
3 多様性を尊重する環境の整備		36 世界遺産を活用した学習の推進	
		37 性的指向・性自認に関する人権に係る配慮	
		38 外国人との相互理解を深めるための啓発や交流の推進	

配偶者暴力防止法の市町村推進計画として位置づける施策

第5章 重点目標と施策の基本方向

重点目標 1

あらゆる分野における女性の活躍推進

あらゆる分野で性別に関わりなく個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会を実現するためには、男女が、働く場、地域など社会のあらゆる分野の政策・方針決定過程に対等に参画できる社会づくりが必要です。

国は、「2020年代の可能なかぎり早期にあらゆる分野における指導的地位を占める女性の割合を30%程度に」という目標を掲げています。本市においても、各種審議会等委員への女性の登用拡大、女性職員の能力開発と管理職への登用の推進、女性の登用についての啓発及び情報提供に関する取り組みを推進してきました。

誰もが性別を意識することなく活躍できる社会を目指していく必要があります。

1 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
1	各種審議会等委員への女性の登用拡大	審議会等への女性委員の積極的な登用と管理体制の徹底、審議会等へ就任する女性の人材育成	全庁 総務課
2	政治分野における女性の参画拡大	男女共同参画団体等と連携した政治分野に係る事業の実施、市議会議員対象ハラスメント※研修の実施	総務課 議会事務局
3	行政分野における意思決定への女性の参画拡大	市役所女性職員の人材育成、市役所管理職研修の実施、能力と適性に応じた計画的な人材配置と研修の実施	総務課
4	企業における意思決定への女性の参画拡大	市内事業所対象アンケートの実施と結果の公表（5年に1度）	総務課

2 就業・雇用の分野における男女共同参画の推進

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
5	経営者層の意識改革の促進	中小企業を対象とした啓発事業の実施	総務課 産業振興課
6	女性の能力開発と発揮への支援	働く女性のキャリア支援、女性職員シンクタンク会議の実施（市役所）、ジョブローテーション※制度の実施とスキルアップの支援（市役所）	総務課
7	女性の就労支援	女性就労支援事業の実施、広報やYouTubeを使った多様な人への企業情報の発信、情報通信業の企業誘致による女性デジタル人材の就労推進、「女性起業塾」の実施による起業支援	総務課 産業振興課
8	農林水産業における女性の主体的な参画、起業化の推進	農業委員会における女性委員の登用推進、女性認定農業者の育成、家族経営協定※締結の促進	農林水産課

3 地域社会における女性の参画推進

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
9	地域団体、地域活動における男女共同参画の推進	地区協議会等の男女共同参画の促進、市民活動サポート助成事業の実施、男女共同参画視点でのごみ減量の推進	くらしいきいき課 環境保全課
10	地域づくりやまちづくりリーダーの育成	熊本県男女共同参画社会づくり地域リーダー研修への推薦、市民活動支援等を通じた人材育成	総務課 くらしいきいき課

重点目標 2

男女共同参画社会実現のための意識改革・社会基盤の整備

固定的性別役割分担意識※は解消されつつあるものの、依然として根強く残っています。特に雇用や就業、政治、政策・方針決定の場、地域活動・地域社会では男性優位の組織運営が根強く残っていると感じる人の割合が高くなっており、依然として無意識下で性別による役割分担・差別が残っているのが現状です。

固定的性別役割分担意識※の解消のためには、啓発活動の他、男性の家事・育児・介護等への参画を促進し、男女がともに家庭生活における役割を分担できるよう、様々な機会や施策を通じて、男女共同参画への男性の理解促進と意識改革を図っていくことも重要です。

各種講演会や研修会、イベント等の開催を通じ、子どもから高齢者まで広く市民に意識啓発を行うとともに、男女共同参画の視点に立った情報発信に努めていきます。学校教育においては、人権尊重や男女平等の意識を育てる教育・学習の充実を図り、保護者や教職員への男女共同参画意識の啓発の取り組みを推進します。

1 男女共同参画の実現に向けた意識啓発の推進

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
1 1	固定的性別役割分担意識※や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス※)の解消	男女共同参画フォーラムの開催、市民出前講座の実施、働く女性の家主催講座の実施	総務課 生涯学習課
1 2	メディアにおける男女共同参画の推進	情報発信項目の男女共同参画視点での確認、広報推進員研修の実施	総合政策課

2 仕事と生活の調和(両立)のための多様で柔軟な働き方の支援

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
1 3	多様で柔軟な働き方の支援	有休休暇の取得促進(市役所)、サテライトオフィス※を活用した多様で柔軟な働き方の支援、多様な働き方を可能とする企業の誘致	全庁 総務課 産業振興課
1 4	男性の家事・育児・介護への参画、休暇・休業取得促進	父親の家事・育児参画の啓発事業の実施、男性育休取得推進のための管理職研修の実施と制度の周知(市役所)、男性育休の啓発とプレパパ教室の実施	総務課 すこやか未来課 市民病院
1 5	ニーズに応じた子育てサービス等の充実	ファミリーサポートセンター※事業の実施、病児保育事業の実施、地域子育て支援拠点事業の実施、延長保育の充実、一時預かり事業の充実、小児医療救急制度の充実	子育て支援課 すこやか未来課
1 6	妊娠、出産等に伴う環境の整備推進	保育園、学童保育等の待機児童の解消、妊娠・出産・育児に関するサポート制度の利用促進、時差出勤制度の整備とテレワーク※の推進(市役所)	子育て支援課 すこやか未来課 総務課
1 7	介護等に伴う環境の整備推進	時差出勤制度の整備とテレワーク※の推進(市役所)	総務課

3 あらゆる学習の場での男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
18	子ども・若年層に対する男女共同参画教育の充実	学校教育全体を通じた指導の充実、家庭科教育の充実	学校教育課
19	社会教育の推進	くまもと「親の学び」プログラム※の実施、働く女性の家と連携した男女共同参画視点の講座等の実施	生涯学習課

安心・安全な暮らしの実現

男女が互いの人権を尊重し、生涯を通じて安心・安全な生活を送ることができるのは、男女共同参画社会の形成において重要なものもとより、地域社会における大前提であるといえます。

近年頻発する災害に対応した取り組みを推進していく他、男女の性差に応じた生涯にわたる健康づくりを推進するとともに、経済的困難や社会的困難など、さまざまな生活上の困難に直面する女性等への支援体制の充実を図ります。

また、男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた対応や、ハラスメント*防止のための啓発及び相談体制の充実、被害者救済及び自立に向けた支援体制を充実させていくとともに、犯罪の起きにくい社会づくりを推進し、安心・安全な暮らしの実現を目指します。

1 男女共同参画視点からの防災力の向上

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
20	防災分野における意思決定の場への女性の参画拡大	防災会議における女性委員の登用推進、消防団員における女性の登用推進	防災安全課
21	防災対策・避難所運営等への男女共同参画視点の取り入れ	自主防災組織長における女性の登用推進、出前講座等における啓発の推進	防災安全課

2 生涯を通じた暮らしや健康への支援

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
22	ひとり親家庭や経済的貧困家庭への支援	納付相談の環境整備と的確・適切な対応ができる仕組みづくり、ひとり親及び経済的困難を抱える子育て世帯への経済的支援、就学援助事業の実施、生活困窮者及びその家族等に対する相談の実施	収納課 子育て支援課 教育振興課 福祉課
23	高齢者の自立及び介護等への支援	バリアフリーに配慮したまちづくりの整備、老人クラブへの財政的支援、シルバー人材センター運営費の助成、介護予防活動の推進、安心安全な道路整備	都市計画課 福祉課 保険介護課 土木課
24	健康増進事業や生活習慣病対策	各種健康診査の実施、健康教室の実施、地区巡回スポーツ教室の開催	すこやか未来課 生涯学習課
25	ライフステージに応じた健康支援	女性特有の病気や健康問題に関する相談及び健診の実施、熊本メディカルネットワーク*の登録促進、年齢に応じた性教育の実施、子ども医療費助成による子どもの健康増進	すこやか未来課 市民病院 学校教育課 子育て支援課

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
26	妊娠・出産等に関する健康支援	不妊治療費一部助成の実施、妊婦個別面談及び電話相談の実施、産科医療機関との連携強化（支援の必要な妊産婦への対応）、産後ケア事業の実施、健診未受診者への受診勧奨、産婦人科外来の安心安全な診療体制の構築	すこやか未来課 市民病院
27	障がい者への支援	ユニバーサルデザイン*建築物整備促進事業の実施、わかりやすい庁舎内案内掲示、障害者日中一時支援事業*の実施、障がい者相談の実施	建築住宅課 財政課 福祉課
28	相談体制の充実及び周知	女性相談の実施、相談員のスキルアップ研修への参加、健康相談の実施、困難を抱える保護者に対する自立支援	総務課 すこやか未来課 教育振興課

3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
29	女性に対する暴力への対応	女性相談の実施	すこやか未来課
30	支援体制の充実・強化	住民基本台帳事務支援措置制度の周知、児童相談及び女性福祉相談の実施	市民課 すこやか未来課
31	ハラスメント*防止のための啓発及び相談体制の充実	暴力等の被害相談に関する情報共有と税情報の管理の徹底、ハラスメント*防止講習会の実施と相談体制の強化（市役所）	税務課 総務課
32	犯罪の起きにくい社会づくり	防犯パトロールの実施	防災安全課

推進体制の充実・連携強化

男女共同参画は、政治、雇用、教育、ワーク・ライフ・バランス※、安全等の幅広い分野と密接に関係しています。

全庁的な推進体制のもと、横断的な推進体制の整備と施策の推進を含めた男女共同参画施策の進捗管理及び施策の効果的な推進を図ります。また、市の職員一人ひとりが男女共同参画の視点を持って、各施策に取り組む事ができるよう意識啓発を図ります。

また、SDGs※の17の目標の一つである「ジェンダー※平等の実現」と理念を共有し、「誰一人取り残さない」ことを目指し、国際的な協調及び貢献に向けた施策の推進を図っていく他、性的指向・性自認※に関する人権に係る配慮や外国人との相互理解を深めるための啓発や交流の推進など、多様性を尊重する環境の整備を進めていきます。

1 市の推進体制の充実

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
3 3	横断的な推進体制の整備と施策の推進	男女共同参画推進会議の開催、男女共同参画推進ワーキンググループ員会議の実施、男女共同参画計画の推進状況の公表、指定管理者との連携	総務課
3 4	男女共同参画に関する職員の意識啓発	市役所職員研修の実施、教職員の校外研修への参加促進及び校内研修の実施	総務課 学校教育課

2 国際社会の理解とSDGs※の推進

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
3 5	国際的な協調及び貢献に向けた施策の推進	男女共同参画に関する国際的な情報の発信	総務課
3 6	世界遺産を活用した学習の推進	荒尾干潟・万田坑・宮崎兄弟生家を通した郷土学習の実施	学校教育課

3 多様性を尊重する環境の整備

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
3 7	性的指向・性自認※に関する人権に係る配慮	職員研修の実施、人権パンフレットの作成、教職員学習の推進	総務課 人権啓発推進室 学校教育課
3 8	外国人との相互理解を深めるための啓発や交流の推進	外国人のための社会教育の推進、外国人（女性）のための相談窓口、多文化共生意識の醸成・啓発	生涯学習課 総務課 文化企画課

【目標指標】

重点目標1 あらゆる分野における女性の活躍推進			
指標	現状 (R3.3月時点)	R8年度目標	担当課
市の審議会等の女性登用率	26.9%	35.0%	総務課
市の管理職(課長以上職員)に占める女性の割合 (市民病院を除く)	8.3%	15.0%	総務課
市の課長補佐・係長の職にある職員に占める女性の割合 (市民病院を除く)	26.6%	35.0%	総務課
市内事業所における管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合	30.8%	33.0%	総務課
アンケートで「働き方改革への取り組みを行っている」と回答した事業所の割合	63.3%	70.0%	総務課 産業振興課
アンケートで「働くことに不安や困難がある」と答えた女性の割合	75.0%	60.0%	総務課
女性就労支援セミナー受講者の就労率	60.0%	70.0%	総務課
女性起業者数	17人	30人	産業振興課
農業委員に占める女性の割合	10.0%	14.0%	農林水産課
女性認定農業者数	50人	55人	農林水産課
家族経営協定締結農家戸数	28戸	33戸	農林水産課
地区協議会役員の女性比率	21.6%	25.0%	くらしいきいき課
ダンボールコンポスト講習会男性参加者の割合	17.0%	30.0%	環境保全課
熊本県男女共同参画社会づくり地域リーダー研修へ推薦した人数	69人	84人	総務課
いきいき人づくり事業女性参加率	30.0%	40.0%	くらしいきいき課
市民活動支援講座女性参加率	22.2%	40.0%	くらしいきいき課

重点目標2 男女共同参画社会実現のための意識改革・社会基盤の整備			
指標	現状 (R3.3月時点)	R8年度目標	担当課
市民意識調査で、荒尾市全体の男女の地位について「平等である」と回答した人の割合	17.7%	20.0%	総務課
市民意識調査「性別役割分業に同感しない派」の割合	78.4%	81.0%	総務課
男女共同参画視点での働く女性の家主催講座数	5回/年	10回/年	総務課
情報発信項目について男女共同参画の視点での確認・精査の実施率	－	100.0%	総合政策課
年次有給休暇平均取得率	23.7%	－	総務課
父親向け講座のアンケートで、父親の平日の家事時間が0分	27.0%	24.0%	総務課
父親向け講座のアンケートで、父親の平日の育児時間が0分	18.0%	15.0%	総務課
市の男性職員の育児休業取得率	0.0%	30.0%	総務課
3歳以下の子がいる家庭のうち父親が育児に参画している家庭の割合	67.3%	80.0%	すこやか未来課
プレパバクラス参加組数	24組	48組	すこやか未来課
男性の育児休業取得率	0.0%	30.0%	市民病院
ファミリーサポートセンター※利用件数	115件	750件	子育て支援課
病児保育事業利用件数	1,178人	2,000人	子育て支援課
保育所の待機児童数	9人	0人	子育て支援課
放課後児童クラブの利用待機児童数	2人	0人	子育て支援課
年間指導計画に男女共同参画を位置付けている学校数	－	13校	学校教育課
くまもと「親の学びプログラム」参加者数	346人	363人	生涯学習課
働く女性の家連携イベント参加延べ人数	0人	50人	生涯学習課

重点目標3 安心・安全な暮らしの実現			
指標	現状 (R3.3月時点)	R8年度目標	担当課
防災会議に占める女性委員の登用率	6.9%	20.0%	防災安全課
消防団員に占める女性の割合	3.5%	5.0%	防災安全課
自主防災組織長に占める女性の登用率	13.9%	17.6%	防災安全課
男女共同参画視点を踏まえた防災出前講座・研修の開催数	10回	20回	防災安全課
自立支援教育訓練給付金の受給者数	2名	5名	子育て支援課
高等職業訓練促進給付金の受給者数	2名	10名	子育て支援課
バリアフリー対応済公園数	32カ所	42カ所	都市計画課
介護予防拠点整備数	36カ所	51カ所	保険介護課
健康教育出前講座実施回数	40回	45回	すこやか未来課
地区巡回スポーツ教室の参加者数	138人	600人	生涯学習課
子宮頸がん検診受診率	15.7%	18.2%	すこやか未来課
乳がん検診受診率	19.7%	20.9%	すこやか未来課
熊本メディカルネットワーク※年間登録件数	43件	60件	市民病院
子宮がん検診受検数	1,166件	1,300件	市民病院
乳がん検診受検数	946件	1,200件	市民病院
妊婦面談実施率	97.8%	100.0%	すこやか未来課
妊婦電話相談実施率	93.1%	95.0%	すこやか未来課
乳幼児健診受診率	98.0%	100.0%	すこやか未来課
産婦人科診療件数	2,524件	2,700件	市民病院
ユニバーサルデザイン※建築物整備促進事業の制度利用件数	1件	10件	建築住宅課
日中一時支援事業※利用者数	52人	68人	福祉課

指標	現状 (R3.3月時点)	R8年度目標	担当課
女性相談室（ほっとルーム）相談件数	306件	－	総務課
健康相談対応人数	1,748人	－	すこやか未来課
訪問指導対応人数	2,183人	－	すこやか未来課
女性相談対応実件数（夫等からの暴力）	25件	－	すこやか未来課
女性相談対応実件数（子どもからの暴力）	0件	－	すこやか未来課
女性相談対応実件数（親・その他の親族からの暴力）	7件	－	すこやか未来課
児童相談対応実件数（児童虐待相談、養護相談、その他）	178件	－	すこやか未来課
女性相談対応実件数（暴力以外の人間関係、経済、その他）	28件	－	すこやか未来課
防犯パトロール回数	1,950回	2,200回	防災安全課

重点目標4 推進体制の充実・連携強化			
指標	現状 (R3.3月時点)	R8年度目標	担当課
男女共同参画職員研修アンケートにおいて「男女共同参画について理解が深まった」と回答した割合	86.9%	100.0%	総務課
男女共同参画をテーマにした教職員校内研修の実施校数	2校	13校	学校教育課
性的少数者*に関する研修アンケートで理解が深まったと回答した職員の割合	－	100.0%	総務課
性的少数者*に関する人権問題について「わからない」と回答した市民の割合	38.0%	20.0%	人権啓発推進室
外国人を対象とした日本語教室の参加者数	－	20人	生涯学習課
外国人（女性）の相談件数	0人	－	総務課
小中学生対象郷土学習の参加者数	242人	700人	文化企画課
青少年国際交流推進事業参加者数	0人	15人	文化企画課

第6章 計画の推進

1 市における推進体制

副市長を会長、教育長を副会長とし、庁内関係部長により構成される男女共同参画推進会議を中心として、施策の具体的事項を調査するワーキンググループ員との連携を図りながら、市のあらゆる施策に男女共同参画の視点が反映できるように努めます。

2 国、県との連携

国や県との連携を深め、国や県が実施する施策の活用等を推進します。

3 企業や各種団体等との連携

男女共同参画社会づくりに向け、企業や男女共同参画を推進する団体と協働を図り、女性の活躍推進に向けた施策を進めます。

4 計画の効果検証と継続的な改善（PDCAサイクル）

本計画では、目標達成に向けた実効性を高めるため、「荒尾市男女共同参画審議会」を中心としたPDCAサイクルを確立し、毎年度計画の成果検証を行うことで、継続的な改善を図ることとします。

第7章 資料編

男女共同参画社会基本法

平成 11 年法律第 78 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができ

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

荒尾市男女が共に生きる社会づくり推進条例

平成 15 年 12 月 22 日条例第 23 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 13 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進（第 14 条—第 21 条）

第 3 章 荒尾市男女共同参画審議会（第 22 条—第 28 条）

第 4 章 雑則（第 29 条）

附則

人はすべて生まれながらにして平等であり、個人として尊重されなければなりません。この理念に基づき、本市では、これまでに培ってきた伝統や文化を踏まえながら、男女が互いに認め合い、理解し合い、共に生きる共生社会を目指して様々な取組を進めています。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会制度や慣行がいまだに根強く残っており、男女の自由な活動や生き方の選択に影響を及ぼしている現状があります。

このような状況の中、本市においては、少子高齢化が急速に進んでおり、より豊かで活力ある荒尾市を築いていくためには、市民の暮らしを原点とし、市民を取り巻く社会環境の変化を見つめながら、男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が重要な課題となっています。

そこで、市民一人ひとりがこのまちを誇りに思い、真に豊かさを実感できる男女共同参画社会の実現を本市の重要課題と位置付け、市、市民及び事業者が協働し、一体となった取組を進めるため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- （2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （3）市民 市内に居住する者並びに在勤及び在学する者をいう。

（4）事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、家庭生活以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（男女の生涯にわたる健康の確保）

第 7 条 男女共同参画社会の形成は、男女が互いの性に関する理解を深めるとともに、個人の意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康の保持が図られることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第 8 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（市、市民及び事業者の協働）

第 9 条 男女共同参画社会の形成は、市、市民及び事業者の主体的な取組及び相互の連携協力により促進されるこ

とを旨として、これらの者の協働の下に行われなければならない。

(市の責務)

第10条 市は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(市民の責務)

第11条 市民は、基本理念のっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画社会の形成に努めるとともに、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第12条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念のっとり、自ら男女共同参画社会の形成に努めるとともに、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害等の禁止)

第13条 何人も、社会のあらゆる場において、性別を理由とする権利侵害及び差別的な取扱いを行ってはならない。

2 何人も、社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、個人の尊厳を踏みにじる身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進

(男女共同参画計画の策定等)

第14条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めるものとする。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、荒尾市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(職業生活と家庭生活等との両立の促進)

第15条 市は、男女が共に職業生活と家庭生活等とを両立することができるよう、保育及び介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進等のための適切な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第16条 市は、広報活動を通じて、男女共同参画に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるとともに、学校教育、社会教育その他の教育において男女共同参画に関する教育及び学習の促進のための必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の活動に対する支援)

第17条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成の促進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第18条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第19条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情等の処理)

第20条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策又は男女共同参画社会の形成を阻害する要因により人権を侵害されたことについて、苦情又は相談(以下「苦情等」という。)があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項に規定する苦情等の申出について、迅速かつ適切に処理するため相談員の設置等必要な体制の整備に努めるとともに、必要に応じ関係機関と連携してその処理に当たるものとする。

(年次報告)

第21条 市長は、毎年、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況等を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 荒尾市男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第22条 市長の附属機関として、荒尾市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第23条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関する事項
 - (2) 市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に対する苦情の処理に関する事項
 - (3) 市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の評価に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関する重要事項
- 2 審議会は、前項各号に掲げる事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第24条 審議会は、委員10人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

- 2 委員は、男女共同参画の推進に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第25条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第26条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第27条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、審議会の委員のうち会長が指名する者をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する。

(庶務)

第28条 審議会の庶務は、保健福祉部人権啓発課において処理する。

一部改正〔平成16年条例3号・18年2号・19年11号・22年1号〕

第4章 雑則

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づき定められた男女共同参画計画は、第14条第1項の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

附 則（平成16年3月30日条例第3号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

用語の解説

計画書本編中の※印について、解説は下記のとおりです。

用語	説明
あ行	
アンコンシャス・バイアス	無意識の思い込みや偏見のこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳に刻み込まれ、既成概念、固定観念となっていく。
SDGs	「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なもの。
NGO	Non-governmental Organization (非政府組織)の略称で、もともとは国連の場で政府以外の関係組織を示すのに使われていた言葉が広まったもので、最近では、NGOは開発、貧困、平和、人道、環境等の地球規模の問題に自発的に取り組む非政府非営利組織を指すのに使われている。
エンパワーメント	自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。
か行	
家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。
くまもと「親の学び」プログラム	熊本県教育委員会が実施している事業。参加者同士の話し合いや振り返りなどを通じて、子育てのポイントを身近な話題から楽しく学んでもらうためのプログラム。
熊本メディカルネットワーク	利用施設（病院・診療所・歯科診療所・薬局・訪問看護ステーション・介護施設等）をネットワークで結び、参加者（患者さん）の診療・調剤・介護に必要な情報を共有し、医療・介護サービスに活かすシステム。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
さ行	
サテライトオフィス	企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。本拠を中心としてみた時に衛星（サテライト）のように存在するオフィスとの意から命名された。
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

用語	説明
ジョブローテーション	定期的な職場の異動や職務の変更。職員・社員の能力向上や柔軟な働き方の実現を目的として、戦略的な部署・職務異動を行うこと。
性的指向・性自認（性同一性）	性的指向（Sexual Orientation）とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。性自認（Gender Identity）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念である。性的指向と性自認の頭文字を取った「S O G I」という用語もある。なお、性的指向について、例えば、レズビアン（同性を恋愛や性愛の対象とする女性）、ゲイ（同性を恋愛や性愛の対象とする男性）、バイセクシュアル（同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人）等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー（出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人）等の呼称があり、これらの頭文字を取った「L G B T」という用語が、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもある。
性的少数者（L G B T等）	同性愛者、両性愛者等、性的指向が少数派である人。
た行	
畜産ヘルパー制度	労働の周年拘束性の緩和と労働時間の短縮を図るため、ヘルパー利用組合を設立し、畜産経営者に替わりヘルパーによる飼養管理作業や搾乳作業等を行うもの。
DV	ドメスティック・バイオレンスのこと。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。
テレワーク	I C T（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。
な行	
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保する事業。日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的とする。
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けするボランティアのこと。
認定農業者制度	農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等（複数市町村で農業を営む農業者が経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定）が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするもの。
は行	
ハラスメント	性別や年齢、性自認、性的指向、職業、人種、民族、国籍、宗教、社会的出自、身体的特徴などの属性や人格に対して、言動などによって相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷つけ人権を侵害する行為のこと。 優越的な立場等を利用して身体的又は精神的に苦痛を与える行為や本人の意に反する性的な内容の発言や性的な行動によって不利益や精神的苦痛をもたらす行為、職場等で行われる上司・同僚からの妊娠・出産したことや育児休業、介護休業等の利用に関する言動により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業・介護休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境が害される行為等、ハラスメントの内容は多岐に渡る。

用語	説明
ファミリーサポートセンター	子育てを応援したい人(協力会員)と子育てを応援してほしい人(利用会員)が、それぞれセンターに会員として登録し、子どもの預かりなどの子育て支援を行う会員組織のこと。
や行	
ユニバーサルデザイン	障がい者、高齢者、妊婦や子ども連れの人などが社会生活をしていく上でバリアとなるものを除去するとともに、新しいバリアを作らないため、物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処するという考え方をもとに、施設や製品等については新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和の意。誰もが仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる社会を実現することは、国民一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようにする観点から、また、我が国社会経済の長期的安定を実現する観点から、重要な課題となっている。

審議会名簿

氏名	所属・役職
◎ まつお くにひろ 松尾 州裕	まつおレディースクリニック理事長
たかお さちこ 高尾 幸子	元熊本県男女共同参画推進員
こが のりつぐ 古賀 倫嗣	放送大学熊本学習センター客員教授／熊本大学名誉教授
なかたけ みゆき 中竹 美由紀	女性経営者(BLUE MOON代表)
うえだ けいこ 上田 恵子	元荒尾市地域おこし協力隊
○ とみした 富下 みどり	荒尾市校長会(緑ヶ丘小学校校長)
ふるた てつろう 古田 哲朗	弁護士(ふるた法律事務所)
やぶうち かよこ 藪内 佳代子	合同会社 縁合代表(熊本県男女共同参画推進事業者表彰)
たまや ひろゆき 玉屋 宏進	(医)有働会 有働病院 事務長 (熊本県男女共同参画社会づくり地域リーダー育成事業修了生)
くすはら ともこ 楠原 とも子	女性ネットワーク荒尾

会長は◎ 副会長は○

(令和4年3月末時点)

第4次荒尾市男女共同参画計画
令和 4年 3月

編集・発行	荒尾市 総務部総務課男女共同参画推進室
企画・編集	熊本県荒尾市宮内出目390番地
電話番号	0968-63-1139

荒尾市男女共同参画都市宣言

あなたがいる わたしがいる みんながいる

お互いを認め 理解し 支え合い

共に生きる 荒尾をめぐして

今ここに 生きている幸せを知り

これから生まれてくる 新しい生命のために

本当のやさしさに溢れる 荒尾をめぐして

男女が互いに その人権を尊重し

喜びも責任も 分かち合い

だれもが いきいきと輝く 荒尾をめぐして

わたしたちは

ここに

「男女共同参画都市」を宣言します

平成 17 年 1 月 29 日

